

平成19年第3回本巢市議会定例会議事日程(第2号)

平成19年6月22日(金曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(21名)

1番	黒田 芳 弘	2番	船 渡 洋 子
3番	鏑 本 規 之	4番	臼 井 悦 子
5番	高 田 文 一	6番	高 橋 勝 美
7番	安 藤 重 夫	8番	道 下 和 茂
9番	浅 野 英 彦	10番	中 村 重 光
11番	村 瀬 明 義	12番	若 原 敏 郎
13番	瀬 川 治 男	14番	後 藤 壽 太 郎
15番	上 谷 政 明	16番	大 熊 和 久 子
17番	大 西 徳 三 郎	18番	戸 部 弘
19番	高 橋 秀 和	20番	遠 山 利 美
21番	鷓 飼 静 雄		

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	副 市 長	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
総 務 部 長	土 川 隆	企 画 部 長	鷲 見 良 雄
市民環境部長	坪 内 博	健康福祉部長	島 田 克 廣
産業建設部長	服 部 次 男	林 政 部 長	藤 原 俊 一
		教 育 委 員 会	
上下水道部長	林 賢 一	事 務 局 長	杉 山 勝 美

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯 尾 正 雄	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	川 口 直 紀		

開議の宣告

議長（上谷政明君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、写真の撮影について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可してあります。また、報道関係者が場内で撮影することにも許可をしておりますので、御報告いたします。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（上谷政明君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号13番 瀬川治男君と14番 後藤壽太郎君を指名いたします。

---

日程第 2 一般質問

議長（上谷政明君）

これより日程第 2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

それでは、5 番 高田文一君の発言を許します。

5 番（高田文一君）

議長の許可のもと、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

3点お聞きをするわけでございますけれども、2番と3番につきましては重複する関係もございますので、大別すれば二つということになるかもしれませんが、一つは樽見鉄道樽見駅駅舎、観光物産センターを兼ねているわけでございますが、これの再建の取り組みについてお聞きをしたいと思います。二つ目は、最近非常に災害が多いわけでございますが、災害時の要援護者対策についてお聞きをしたいと思います。3番目につきましては、「地震ハザードマップ」という名前を使わせていただきます。これは、予算書の新規事業の説明の中に地震ハザードマップという名前で紹介をいただいておりますので使わせていただいておりますが、実際には住宅耐震化促進用防災マップのことでございますが、このマップの取り組み状況についてお聞きをしていきたいと思っております。

それでは、樽見鉄道の駅舎の件でございますが、御存じのように4月28日の未明の不審火によりまして焼失いたしました。この施設につきましては、旧根尾村の玄関口として、村有林を使用して特徴のある建物でございました。これは、平成元年に旧根尾村が建設し、今日まで住民の皆さんに

は愛着があり、観光振興などに貢献してきた施設であることは御存じのとおりだと思います。当然ではございますが、樽見鉄道の存続についても駅舎は大変必要であるというふうに考えております。

さらに先日、本巢市の観光協会が発足し、新たなスタートが期待されておるし、また各種イベントにつきましても広場を利用した行事も行われているところでございます。一つは、根尾地区の玄関口として単なる駅舎ということではなくて、観光情報発信の拠点や、いわゆるイベントなどで使われておりますことも含めまして、市民の皆さんの触れ合う場等々多機能施設が望ましいというふうに考えております。その計画はどのように進んでおるか、お聞きをしたいと思っておりますし、既に根尾地区の自治会の皆さんが、この繁栄について熱望されておる、そんな意味を含めまして募金活動が行われているということでございます。そういうことで、いろんな事情がございましょうが、早急な再建を希望しておりますので、その完成までのプロセス、そんなことについても、1番と重複するかもしれませんがお聞きをしたいと思っております。

さらにその進める中で、施設とその辺のバリアフリーについて、あるいは防火対策についても、特別な何かお考えが今の各段階でございましたら、あわせてお聞きをしたいと思っております。

二つ目につきましては、けさも石川県で震度4の地震があったように報道されておりますが、国が平成17年の3月に災害時の要援護者の避難支援ガイドラインというのを発表しております。これはお手元に届いておると思っておりますが、いわゆる災害が起きますと、災害弱者に被害が目立ってくる。本年3月の能登半島の地震でも、このことについて貴重な教訓ではございましたけれども、被害の最小化に、前もって被害を出さないようにするという取り組み、すなわち防災でございますが、さらに被害を少なくするという減災、この取り組みが当然ではございますが必要である。そして、そのための行動につきましては、行政だけでなく、市民も求められております。

冒頭、災害が多いと言いましたが、地震・風水害及び豪雪などの大規模災害が発生すると、死者の大半が65歳以上の高齢者というふうに、何回も災害があるたびに報道されているのは御承知のとおりだと思います。能登半島地震の被害が大きかった石川県輪島市におきましても、要援護者への手助けをしてくれる人がなかなか見つからなかったというふうに報じられておりました。その後、輪島市の一部の地域では、5月19日の新聞を見ますと、民生委員の人たちが中心になりまして、寝たきりやひとり暮らしの人たちのマップをつくったというふうに報じられております。

そういうことで本市では、昨年から、いやずうっと過去、長いこと訓練ということにつきましては続けられておりますが、さらに18年4月には洪水ハザードマップも配布されております。そこで、過去につきまして、「災害は忘れたころにやってくる」というようなことを言われましたが、今はもう忘れないうちにやってくるような昨今でございます。一つは、要援護者の特定をすることを早急に進めてはどうかということでございます。すなわち要援護者のリスト、リストができればマップというものは作成されていくわけでございますし、内閣府のホームページを見ますと、このガイドラインですね、このプランをつくるためには何と50ページぐらいのこんなガイドラインがあるわけです。これをもとにしてプランというのがつくられていくというふうに思っておりますけれども、まずその作業の手順といたしましては、要援護者のリスト、マップの作成が急がれているのではな

いかと思っております。そういうことができている過程の中で、当然ではございますけれども、個人情報というのが大変今問題になっておりますので、その情報をいかに共有するかということになっていくのではないかと思います。このガイドラインの中で言うております要援護者というのは、高齢者、障害者、それから外国人、乳幼児、妊婦などというふうにガイドラインでは言うておりますので、リストというのは日常の業務の中で各部署の皆さんが共有をしてつくっていただければできていく可能性が高いと思いますし、それをマップにするという作業が続いていくわけですが、そんなことの作成をどのように取り組んでいかれるか、あるいは取り組んでおられましたら、そのことについてもお聞きをしたいと思っております。

それからハザードマップにつきましては、先ほど冒頭に言いましたが、3番目のことと4月に配布されましたマップの共通性や整合性は当然必要になってくるのではないかと思います。去年の4月に配布されました洪水ハザードマップの差しかえということで、最近また差しかえ表をいただいておりますけれども、ここの中でも要援護施設というのが保育園・幼稚園、大和園等9施設を指定されておりますし、市民の行動の中で避難の準備、子供やお年寄り、体の不自由な方は早目に避難できるよう準備をしましょうということでございますが、やはりあってはならないんですけれども、そういう事態が起きたときに、どのように、だれが、どう避難の応援をしていくかということにつながる。そういう意味でも共通性、あるいは整合性といいたいでしょうか、そういうことの必要性を非常に感じておるわけでございますが、つくっていかれる過程の中で、このようなことについてもどのようにお考えになっているか、あわせてお聞きをしたいと思っております。

三つ目につきましては、何度も言いますが、住宅の耐震化促進用防災マップ、この作業は今どの程度進んでいるか、いつごろ完成して、内容もあればお聞きしたいと思っております。以上でございます。

議長（上谷政明君）

1点目、樽見鉄道樽見駅駅舎の再建についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 鷲見良雄君。

企画部長（鷲見良雄君）

それでは、議員御指摘の1点目の樽見駅舎の再建について、御回答を申し上げます。

議員御発言のように、平成19年4月28日未明に発生いたしました火災によりまして、樽見駅舎が焼失しております。平成元年2月に根尾村の観光の拠点、また駅舎として開設されたものでございまして、根尾産材を活用したログハウス調の特徴ある建物で、観光振興に大変寄与してきたものと私どもも考えております。

第1点目の、単なる駅舎でなく観光情報発信の拠点、触れ合いの場云々について多目的に検討したらどうかという御質問でございますが、やはり駅舎の再建というのが基本的スタンスでございまして、淡墨桜、観光資源等々根尾には多く存在しておるわけでございます。今後の利用計画や根尾地域の皆様のお考えを十分お聞きしながら、地域活性化、観光交流の拠点となるよう、ぜひ考えていきたいと、かように考えております。

2点目のプロセスの問題につきましては、今市議会において、建設のための設計の補正予算を出させていただいております。9月には建設に係る予算の審議をお願いしながら、3月を目途にぜひ完成を目指していきたいと、かように考えております。ただ、期間的に非常に短い期間でございますので、皆様方の特段の御理解と御配慮をお願いしなければ、3月の竣工は大変難しいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目の施設のバリアフリー化、防火対策等につきましては、国交省が鉄道駅のバリアフリー化についてガイドライン案というものを現在つくっております。可能な限りバリアフリー、弱者に対する配慮を求めている内容でございます。その点と不審火によって焼失したという経緯もございますので、どういう形で防火をしていくのかということも、十分今後検討してまいりたい、かように考えております。よろしく願いをいたします。以上です。

議長（上谷政明君）

2点目、災害時要援護者対策についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

健康福祉部長（島田克廣君）

それでは第2点目の、災害時要援護者対策についてお答えをいたします。

本年3月の能登半島地震においては、要援護者マップが高齢者の安否確認などに大変役に立ったと新聞・テレビ等で報道されておりましたことは、記憶に新しいところであります。また、今から116年前には、本巢市を震源地といたしました濃尾地震が発生をし、全国で7,000人を超える方々が亡くなっておりますし、最近では平成14年7月の梅雨前線豪雨によります飛騨地域での大災害、本市での地震断層観察館の水没等々、忘れてはならない教訓であると思っております。特に近年、地球温暖化によると見られる局地的、集中的豪雨に伴う水害等が予想される中、県の調査によりますと、要援護者マップの作成が県内では5市町にとどまっているということではありますが、本市といたしましても災害時の実行性を高めるため、本巢市防災計画を踏まえた各種マニュアルを整備することとしております。したがって、議員御指摘の要援護者リスト及び要援護者マップの作成につきましては、個人情報絡み等もありますが、作成に向けては前向きに研究・検討をしてまいりたいと考えております。

また、ハザードマップとの共通性及び整合性につきましては、関係部署と調整をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

議長（上谷政明君）

3点目、地震ハザードマップについての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、地震ハザードマップについてお答えをいたします。

阪神・淡路大震災では、犠牲者の約8割以上が住宅等の倒壊による圧死でありました。このような大きな被害をもたらす地震から人命・財産を守るためには、住宅等の耐震化が重要であります。

しかしながら、新耐震基準（昭和56年6月）以前の住宅・建築物に耐震性の問題があるにもかかわらず、耐震化への第一歩である耐震診断すらなかなか行われないうのが現状であります。住宅等の耐震化を効果的に推進するためには、住宅所有者等の防災意識の高揚が重要であります。そのためには、地震防災マップを作成、公表することが効果的であると考えられます。

マップの内容につきましては、揺れやすさマップ（地域の揺れやすさを地盤の状況とそこで起こり得る地震の両面から評価し、地震動の強さであらわしたマップ）と、地域の危険度マップ（揺れやすさやマップに示す最大震度の地震が発生した場合に予想される建物被害をあらわしたマップ）の2種類を一つにし、なお、防災関係施設等を掲載した地震防災マップとして作成したいと考えております。

現在のところ、担当課により検討中でございます。年度内に作成をいたしまして、市民への配布時期につきましては、年度末、また7月ごろを予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

高田文一君。

5番（高田文一君）

それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

再度お聞きをしていきたいと思いますが、1点につきまして、駅舎の件でございますけれども、当然のことながら利用者、あるいは地域、特に根尾の皆さんの御意見を聞きながら進めていきたいということ、予定としては9月ごろ、あるいは短期間でございますけれども3月を目標につくっていききたい。さらには、バリアフリーについても担当各部署と連携をとりながら進めていくということでございますが、地域住民の皆さんの意思につきましては、いろいろお聞きになっておられると思いますけれども、いわゆる建設後約20年の任務を果たしてきた役割は非常に大きいんではないかというふうに思っておりますこと、今徐々に解体中ではございますけれども、施設がなくなってしまうということになりますと、住民というのはさらに施設の必要性というものをさまざまなことで回想しながら思っているし、さらに深めていくということではないかと思うんですね。そうしますと、今の問題になっております樽見鉄道の利用のことについても、改めて地域の人々が考えているときではないかと思うんですね。非常にいい機会ではあると思うんです。必要性ということにつきまして、あるいはもっともっと大事にしていかなきゃいけないということを考える、非常に今いい機会ではないかと思うんですね。住民の皆さんも多分そう思っておりますし、私が聞いておる人たちもそのようなことを熱望されております。

一方では、行政で取り組んでおります諸計画等をちょっと振り返ってみますと、総合計画の中でも、観光振興、観光施設の整備という部分で、うすずみ温泉などの既存の観光資源を一層充実しながら樽見鉄道の活動を促し、主要駅などを、先ほども言いましたように観光案内等の機能を充実していくということになっておりますし、さらに県や周辺市町村との連携をとりながら、広域的な観

光振興を推進していくということでございますし、本巢市の観光協会が5月9日に発足されました。その事業の中につきましても、大変この観光事業の振興を目的としておりますし、さらに活性化を進めていくことが将来の本巢市の発展に極めて重要であるというふうに言っておるわけですね。

さらに先日、他機関との関係といいますが、そういう情報の一つでございますけど、6月12日の新聞の1面に共同の大型キャンペーン、いわゆる「ひだ・みのじまんキャンペーン」ということでデスティネーションキャンペーンが行われていくという報道が、ちょうど見ておりましたらありました。さらに15日の新聞には、岐阜県知事と正・副議長の対談が大きく載せられておりました、その一部分に観光キャンペーンの展開という紹介が出ておりました。

そういう意味でも、こういう大きなキャンペーンを当然相乗りしていくといいますが、非常に必要ではないかと思うんです。そういうことを含めて、今の計画の中へ置いていただくことは非常に意義がある駅舎になっていくし、市民の皆さん方の熱望にもこたえていくことになると思います。なぜならば、この5月26日の産業祭に皆さん御出席だったと思うんですが、ひだ・みのじまんプロジェクト・キックオフイベントということでも発信されております。

今言いましたデスティネーションキャンペーンにつきましては、後ほど道下議員が細かく御質問をされるという予定になっておるし、今資料を見せてもらいましたらそうなっておりましたので、そのことは一切触れるわけではございませんが、そういうその大きな事業もともに活用していけなかったら、そういうことも含めた駅舎というものが必要になっていくんじゃないかと思えます。

大変短期間で苦しい建設予定ではございますけれども、そういうことも含めて、なおさら一日でも早い計画ができないかなあと。部長の判断で難しいかもしれませんが、再度、期間がやっぱり年度末にかかってしまうのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、二つ目の災害時の要援護者のガイドラインにつきましては、非常に弱者に対する援護というのは、いろいろな意味で行政も、あるいは地域の皆さんの力をかりていかなければならないというのは当然でございますし、総合計画でも出ております協働のまちづくりの一つではございますが、ちょっと2007年の防災白書を見ても、この10年間の集中豪雨は著しく増加しておりますと、こう言っていますし、日本は地震列島だと言われ、地震が頻繁に起きておりますし、2004年（平成16年）の新潟中越地震、17年の福岡西方沖地震、それから先々週でございますが、大分県に連続に起きている地震。本当に、全国どこでも地震は発生すると認識しなければいけませんし、くどいようですが、被害が多くなるのは高齢者ということになってしまうわけです。今こうやっておってもいつまた地震が起こるかわかりませんし、その体制につきましてもいろいろと訓練を、あるいはいろんな諸資料をつくっていただいておりますことは十分承知をしておりますが、この要支援の人たちをいち早く避難・支援していくかということについては、早急な課題ではないかと思うわけでございます。その辺について再度、防災計画等整備をしていくこと等を踏まえて前向きに進めているということでございますが、弱者の把握ということは行政の中では担当部署に行けばわかるかもしれませんが、個人情報ということではあります、少なくとも民生委員さんであったり、地域の自主防災組織というのがございまして活用しているんですが、そういうところへの提供の段

取りを進めていったらどうかと思うんですが、それについて再度お聞きしたいと思います。

3点目につきましても、できれば毎年、御存じのように8月下旬から9月上旬においては防災週間でございますので、そういう防災週間に訓練をするならば、総合的な防災計画・防災対策を含めて進めていただくことが非常に意味があるのではないかと考えておりますし、けさの新聞を見ますと、気象庁が緊急地震速報を発表しておりますね。これは、地震が揺れる前に予想震度を一般市民に伝えるということで、けさテレビでもやっておりましたが、マップと状況をこういうふう伝えていくんだということを言っています。こういうことを含めて、防災週間で総合防災訓練が毎年行われておりますので、ぜひ何かの形でそういうことを全部含めたものをきちんと市民に伝えていけるような体制も必要ではないかと思うんですが、その点について再度お聞きをしたいと思えます。

議長（上谷政明君）

1点目について、企画部長 鷲見良雄君。

企画部長（鷲見良雄君）

ここからお答えを申し上げます。

やはり現在ございます施設の再建ということを基本に置きながら、どういう使い方があるのかと、その点が施設規模を含めて一番重要になろうかと思えます。今、議員御指摘いただきましたような観光に向けての熱いアピール、県の取り組み等の中で、根尾地域として、また本巣市として、駅舎を利用しながら、どういう活動ができるかというのが、やはり施設の規模・内容の決定の基本的なスタンスという形になろうかと思えます。現在まで使用されておりました内容等を参酌しながら、より使いやすい目的に沿った形で、根尾地域の皆様方とも御相談を申し上げながら、非常に短時間での作業になろうかと思えますが、できるだけ、先ほども申しましたように地域の活性化とか観光交流の拠点になるような施設に心がけていきたいと、かように考えておりますので、よろしく願います。

議長（上谷政明君）

2点目について、健康福祉部長 島田克廣君。

健康福祉部長（島田克廣君）

それではお答えいたします。

先月、5月に県の調査がございまして、本市といたしましては要援護者避難支援計画、要援護者リスト、あるいは要援護者マップ等々につきましては、すべて2年以内に作成予定というふうに回答をしております。東海沖地震、あるいは東南海沖地震、あるいは先ほど申し上げました地球温暖化に伴うであろう局地的集中豪雨が危惧されております現在、できるだけ早くできることから進めていきたいというふうに考えております。今年度中にはある程度のめどは立てたいというふうに考えております。

それから、どのような方法でリストアップするかにつきましては、現在検討中でございます。よろしく願います。



議長（上谷政明君）

3点目について、産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

お答えします。

防災マップについてでございますが、内容に地震に対する日ごろの備え、また地震時の心得、災害時には正しい情報をキャッチすると。また、避難について等も加えまして作成に当たってまいりたいと思います。

それから、マップはただ配布するだけじゃなく、活用され、効果が出るようなことを考えながら対応をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

高田文一君。

5番（高田文一君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

いずれにしても、今着々と進めておっていただけるわけでございますので、ぜひ市民の皆さんの声を大事にいただきまして、特に災害時の要援護対策、あるいはハザードマップにつきましては、弱者という人たちが非常に大勢お見えになる時代になってきましたので、その点の情報を把握しながら、市民の声を聞きながら、さらなるものをつくっていただきたいというふうに要望をして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（上谷政明君）

続きまして、8番 道下和茂君の発言を許します。どうぞ。

8番（道下和茂君）

ただいま議長の許可を賜りましたので、通告に従い、2項目6点について質問をさせていただきます。大変私の前に高田議員がお話の上手な御質問をされました。また、私の根尾地域のことを切々と訴えていただきまして、大変ありがとうございます。

まず1点目は、デスティネーションキャンペーン、いわゆるDCについてと、2点目は行財政運営について質問をさせていただきます。

最初に、岐阜デスティネーションキャンペーンについてをお聞きしたいと思います。なお、以下デスティネーションキャンペーンにつきましては非常に発音がとちるとまずいと思いますので、DCと略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

このキャンペーンは本年10月1日に始まり、12月31日の3ヵ月間に岐阜県に多くのお客様に来ていただくとする「いい旅 ふた旅 ぎふの旅」というキャンペーンのもとに行われるものでございます。また、岐阜県とJRグループ各社と共同で展開する大型観光振興策のキャンペーンで、古田知事は「団塊の世代が大幅に退職する2007年を大きなマーケットとしてとらえ、県内の多彩で豊富な観光資源を広く全国に紹介していきたい。DCを県全体挙げての中心行事とし、かつての高山

ブームが起きたように、今回も飛騨も美濃もあわせて岐阜ブームにしていきたい」というような抱負を述べてみえます。実施主体は飛騨美濃観光推進協議会で、事務局は社団法人岐阜県観光連盟でございます。その会長は古田知事であります。先般、本巣市でも「本巣からひだ・みのじまんキックオフイベント」が本巣産業祭とタイアップし、盛大に実行されましたことは、皆さん御存じのことかと思えます。なお、キャラバン隊の出発式も行われ、その準備は着々と進行されております。観光地間の新たなネットワークづくり、観光客を引きつける特別イベントの企画実施、地域住民参加による地域全体でのおもてなし、地元の食材・風習を生かした食メニューの掘り起こし、提供などを取り組みとし、各市町村とも連携をしながら進められる、ふるさと自慢を掘り起こす県民運動につなげようとする「ひだ・みのじまんキャンペーン」はキックオフされ、いわゆるDC開始期間まではあと3ヵ月余りとなっております。観光関連産業や特産品の関連事業者の活性化に大きな期待が持てるキャンペーンではないかと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

1点目に、本巣市としては全国にそれらを宣伝する絶好の機会かと考えますが、どのような取り組みが計画され、実施をされますか。また、昨年10月25日に全国宣伝販売促進会議が開催され、翌2日間で県内を5コースに分け、全国の旅行エージェントやメディアなど観光のプロによる市内観光視察が行われたと聞いていますが、2点目に、市内ではどのような場所が視察され、市内関連事業者などにキャンペーンの意義や協力態勢の啓蒙はされておりますか。3点目に、観光のプロから見た御意見などの取りまとめや、促進会議からいただき、現場で反映をされておりますか。以上DCにつきましては3点。

次に、行財政運営について3点お聞きいたします。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体に自由で責任ある地域経営が求められております。総務省においては、地方公共団体における行財政改革推進のための新たな指針が策定され、18年5月には、新地方公会計制度研究会報告書では、3年をめぐりに4表、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備ないし、4表の作成に必要な情報の提示・開示を求めています。

本巣市におきましても、行財政改革大綱を策定し、実施計画が示され、健全財政運営の推進で事業の必要性及び効果を客観的評価に基づき検証し、健全な財政運営を目指す。起債については有利な起債を選択するとともに、市債の適正管理に努める。また、バランスシートや行政コスト計算書などの企業会計的手法を用いて、財政分析や行政評価を行い、行財政の健全化を図るとされております。その取り組みにつきましてお伺いをいたします。

1点目に、新たな公会計制度が求められていますが、バランスシートや行政コスト計算書などの企業会計的手法や分析、行政評価の取り組み状況は現在どのように進んでおりますか。2点目に、公債費の負担軽減対策として、平成19年度から3ヵ年間に限り政府系資金による地方債の繰り上げ償還が保証金なしで認められるが、仮にこの制度を適用するとすれば負担軽減額はどれくらいになるのか。3点目に、人口と面積を基本に新しい基準で算定する新型交付税が導入されたが、これに

より、旧交付税と新交付税の算定の相違はどのようになっておりますか。また、その金額に差があるのか。以上2項目6点について、担当部長にお聞きをいたします。

議長（上谷政明君）

1点目、デスティネーションキャンペーンについての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、第1点目のデスティネーションキャンペーンの件について、答弁をさせていただきます。

議員御質問のデスティネーションキャンペーンは、JR6社（JR北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）と岐阜県観光団体等が共同で10月から12月の3ヵ月間に実施する大型キャンペーンのことであります。岐阜県では、昭和55年10月の「出会いさまざま美濃飛騨路」以来、27年ぶりの2度目の開催でございます。今回は、「ひだ・みのじまんキャンペーン」として「いい旅 ふた旅 ぎふの旅」をキャッチフレーズに開催されるもので、伝統文化、味、温泉をテーマに、岐阜西濃エリアでは「歴史と水景を求めて」、これをエリアテーマとして魅力あるPRをするものであります。さらに岐阜では、県民、行政、観光事業者、観光関係団体等が協働し、観光産業を県の基幹産業として発展させ、積極的に行うための基本方針を定める「みんなでつくろう「観光王国ひだ・みの」宣言条例」の制定の準備を進めています。

本市におきましても、団塊世代の大量退職などを控え、大交流時代の幕あけを迎える中、広域化、多様化、個性化という観光動向を受けまして、岐阜県観光連盟やひだみの観光推進協議会、岐阜地域の9市町の顧問の岐阜地域振興局で組織する岐阜広域観光推進協議会を活用し、あるいは先般設立しました本巣市観光協会等と連携をとり、淡墨桜、根尾谷断層、真桑人形浄瑠璃等の文化財、自然の中でゆったりとした時間を過ごせる温泉やオートキャンプ場、特産品等のPRに努め、本巣市を発信してまいりたいと考えております。

また、今年度予算でお認めいただいておりますまちづくりイベントの企画運営委託の中で、DCと連携して集客できる事業を検討するよう調整したいと考えております。

2点目ですが、御指摘のとおり県内5コースのうちの1コースに本巣市が組まれて、桜交流ランドでお泊まりをいただきまして、市長初め担当部課、財団及び第三セクターの職員、観光協会発起人等により市、あるいは特産品のPRをしたものであります。宿泊当日は、淡墨継体桜太鼓、翌日には淡墨公園での根尾中学校生徒によるオカリナ演奏で、お越しいただいた皆様をおもてなしするとともに、市への理解を深めていただきました。

また、ことし5月9日には本巣市観光協会が発足しましたので、協会を通じ、今回のDCキャンペーンの意義や協力体制について周知をしております。

第3点目は、この際いただきましたいろいろな意見は、それぞれの事業者におきまして真摯に受けとめていただきまして、現場で反映されるよう指導をしておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（上谷政明君）

2点目、行財政運営についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、行財政運営についての御質問につきまして、3点いただいております。順次、御回答をさせていただきます。

まず1点目の、企業会計的手法を用いた財政分析、行政評価への取り組みについてであります。

現行の地方公共団体の会計は、単年度における歳入と歳出を対比した収支会計であります。支出する金額のうち建設事業費や積立金、地方債の元利償還等資産形成のものと、人件費、物件費等の区分がなく、また収入においても地方債と国や県からの補助金、積立金の取り崩しなどを並列にしております。したがって、これまでの財政運営上、経営資源の状況とその調達財源を総括的に明らかにされることはありませんでしたが、バランスシートを作成することによりまして、市の資産の構成や将来返済しなければならない負債と、返済を要しない正味資産との比率等のストックに関する情報把握が可能になり、作成されたバランスシートを地方公共団体間で比較する場合に役立つものと考えられます。本市におきましても、全国的な流れからも、その導入については必要性を認識しておりまして、現在、基礎資料の収集を行うなど、取り組みを検討しているところであります。

また、行政コスト計算書につきましては、コストと行政活動の効果を比較することによりまして、行政活動の効率性を判断する材料になるものであります。バランスシートと対の役割を果たすものと考えており、地方公共団体で正しいコスト計算をするためには、連結でのバランスシート、行政コスト計算書が求められております。今後、バランスシートとあわせて研究・検討をしてみたいと考えております。

次に2点目の、公債費の負担軽減対策についてであります。

平成19年度の地方財政計画におきまして、公債費の負担対策として、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金の繰り上げ償還等を行い、高金利の地方債負担を軽減することとされております。その条件となるものは、普通会計債の5%以上の金利の地方債については、金利段階（5%、6%、7%以上）に応じて、市町村合併、財政力、公債費等に基づいて段階的に対象団体が設定され、3兆8,000億円程度の繰り上げ償還が認められることとなっております。その前提といたしましては、財政健全化計画の策定、承認を受けた団体に限られるものでありますが、もろもろの条件があり、一つに財政力指数が1.0以上の団体は対象としないこと、さらに借り入れた金額が5%以上の場合は、実質公債比率が18%以上、金利6%以上の場合は15%以上の団体とされ、金利7%以上の場合は経常収支比率から財政が硬直化していると認められる団体や財政力が低い団体が対象となるとされております。

現在の本市における実質公債比率は11.9%であり、さらに経常収支比率は84.0%であります。したがって、本市は現時点においては繰り上げ償還の対象団体とはならないものと考えておりま

す。しかしながら、本市は合併後3年半が経過し、今後ますます財政需要の増加が見込まれる中で、合併特例債を主として交付税措置のある有利な起債の発行を予定していることから、財政指標の動向に注視し、健全な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

3点目の、新型交付税についてであります。

新型交付税は、交付税制度の見直しにより、今年度の交付税算定から導入されるものでありまして、複雑でわかりにくい従来の算定方法を簡素化するため、人口と面積を基準とする配分方法に変更されるものであります。今年度の交付税算定につきましては、例年どおり7月の上旬に行われる予定であります。平成18年度に比して算定項目が17減となり36の項目となるなど、項目が約3割削減されている状況であります。また、この新型交付税の導入による影響額は、今年度の当初予算の概要説明でお示しいたしましたように、平成18年度算定を置きかえてみますと、試算では6,700万程度が増額となる見込みであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

はい、道下和茂君。

8番（道下和茂君）

ただいま、それぞれの担当部長より御答弁を賜りました。

DCについて、再度お聞きをいたします。

まず1点目は、観光施設運営事業者や観光協会と協議しながら持続性につながる交流人口の増加が望め、将来、地域の財産となるイベントを私どもも期待をいたしております。JRグループ6社が通常直売価格換算で約10億円相当の宣伝は実施されると、そういったものを利活用するチャンスでもあります。そういった時期に一日も早く内容を決められ、全国に情報を発信し、その効果を高めることが必要かと考えます。開始まで3ヵ月余りですが、そのイベントはどのような体制を持って進めるのか、また内容等の決定は具体的にいつごろになり、いつごろ情報発信ができますか。

次に2点目は、観光は「感交」とも書きます。いわゆる感動する、感心する、感謝するとも言われておりますが、関連事業者や地域住民参加による地域全体でのもてなしが観光客を引きつける有効な手段でもあるのではないかと考えております。そうしたもてなしの心を、市の財団などへの教育はどのように要請され、進めていかれますか。DCにつきまして再度、2点についてお聞きをいたします。

次に、行財政運営につきまして再度お聞きをいたします。

1点目はバランスシート作成についてでございますが、今、部長が言われましたように、やはり営利を目的とする民間企業と行政では本質的に相違することは、十分皆さん理解をされておるところでございますが、市民意識といえますか、このバランスシートの作成に当たりましては、時代の要請でもあり、情報公開・開示に当たってはわかりやすいものであることが求められる時代でもございます。従来の公会計では、いわゆる要請に対する不足する部分をバランスシートなど企業会計

的手法を取り入れながら4表の整理を行うと、このことが市民などが利用者にわかりやすい財務情報の開示を行うということをごさいます、市財政みずからが適切に財政状況を把握し、財政運営を行うことが極めて有益になってくるのではないかと考えております。

情報利用者というもののニーズはいろいろでございます。我々も利用していきたい、議会でどう施策について判断をするかというときに、非常に情報として我々が意思決定するのに役に立つのではないかと思います。我々だけではないと思います。市民ももちろんでございますし、やはりいろいろ投資家もあるでしょうし、いろいろの者がそれを利用することによって意思決定がされる、そういう情報でございます。

また、それをつくるに当たりましては、償却資産、または固定資産など仕分けにさまざまな作業が必要となってくることはよくわかります。また、一例を挙げるなら、そういうことをやることによりまして、インフラ資産を除く公有財産は必要性の再検討や、今後の有効活用の検討や受益者負担のあり方の見直しや、売却可能資産として再配置化も進み、本巢市の行財政改革につながっていくものであると私は考えております。

4表作成に当たりまして、最もどのようなことがネックになると考えておられますか、再度お聞きしたいと思います。

次に、公債費繰り上げ償還について、政府系資金の繰り上げ償還は、本巢市の場合は財政力等いろいろ加味しながら当てはまらないということでございます。それはそれで大変いいことだとは思いますが、いわゆる政府系資金以外、縁故債というものも発行をしてみえるかと思うわけですが、そういったものにつきましては、契約約款とか、変動金利とか、固定金利とか、いろんな条件はあるかと思いますが、もし高金利の借入資金があれば、そういったものも含めて繰り上げ償還は検討をされておりますか、この2点目をお聞きいたします。

以上、DCにつきまして2点、行財政運営につきまして2点をお聞きいたします。

議長（上谷政明君）

DCについての再質問、1点目、2点目について産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

まず1点目の、まちづくりのイベントについてでございますが、やはりこのイベントについては地域を生かしたイベントとしたいということ。また、継続的に行えるような、続くようなメニューを考えていくということで、業者に委託しまして協議してまいりました。そういった中で、事業計画が既にできておまして、最初は8月の初めにそのイベントの一つが実施されることになっております。よって、6月下旬には観光団体やそうした機関に対して広くアピールをしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、もてなしの件でございますが、施設等、また温泉等々にお出かけいただくということにつきましては、お迎えする職員の気持ち、心構えが大切だと思っております。そういったことで、おいでいただきました折には「いらっしゃいませ」、またお帰りの際には「ありがとうございました」「またおいでください」といったような言葉かけをするなど、日常の職員の研修に努めていた

だけのように指導をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（上谷政明君）

2点目の、行財政改革の1点目と2点目について、総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、再質問の2点につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の、第4表の作成についての問題点はどうかということでございます。この4表といえますのは、先ほど御質問の中にありました貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を指しております、この中でバランスシート、いわゆる貸借対照表の部分でございます。貸借対照表につきましては、御存じのように借方、貸方、また借方の中には資産の部ということで有形固定資産の項目がございます。土地・建物・備品等、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産等を指しております。この中で、特に土地について、現在資料収集を行っている中で、財産台帳との照合とか、あるいは必要に応じて現地確認作業を実施しなければならないといったこともございます。また、その後、行政財産・普通財産との区分等の再調査をする必要性等、課題があります。いずれにいたしましても、国からのそういった方針が示されておりますので、これに従って、時間はかかりますが、順次作業を進めてまいりたいと考えております。

また2点目の、公債費の中の政府資金以外の資金ということで、縁故資金についてでございますが、3月末現在で市全体で226億6,000万ほどの未償還分がございます。いわゆる残高があるということでございます。その中で、縁故資金、銀行とか信用金庫、農業協同組合からの借り入れ分を言いますが、その残高が41億2,000万ほどございます。件数にいたしますと55件ございますが、この縁故資金につきましては、過去におきましても金融機関との協議によりまして、繰り上げ償還とか利率の変更、あるいは変動金利に変更した経緯がございます。特に、この55件の中で5%以上の金利の分はございません。4%部分につきまして2件ございまして8,300万ほどございます。あとは0.625%とか1%台、2%台、3%台ということでございます。今後、こういった金利の高い部分につきましては、金融機関と協議をいたしまして、繰り上げ償還、あるいは利率の変更等に向けて協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

〔8番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

8番 道下和茂君。

8番（道下和茂君）

これで質問は終わらせていただきますが、DCが本業市の新たな観光特産品の発掘につながり、そうしたことが住民参加で地域おこしの意識改革されることと、魅力ある通年型の観光地として全国に認知されることを期待いたし、また新交付税の算定額で6,700万ほど増加したとのことでありますが、財源保障される対象経費が簡素化されることで、不透明さや的確な財政需要に対応できなくなるおそれや、また歳出削減や徴税強化の取り組みなどの自治体の行財政改革努力が反映される算定基準が一層強化される懸念があります。さらなる行財政改革に努力されることを願い、私の一

般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（上谷政明君）

それでは、場内の時計で10時20分まで休憩します。

午前10時07分 休憩

---

午前10時20分 再開

議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、一般質問を行います。

2番 船渡洋子君の発言を許します。

2番（船渡洋子君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問します。

初めに、子育て支援について2点お尋ねいたします。

1960年以降、日本ではゼロ歳を除く小児の死亡原因の第1位は、不慮の事故となっています。つまり、子供にとって、事故は病気以上に命や健康を損なう原因となっています。特に、事故による死亡率は外国と比べても高く、重症度の高い事故については、早急に防止対策を整えることが必要です。

欧米では、二、三十年前から事故問題を子供の健康障害と考えて、国を挙げての系統的な取り組みが行われています。さらに、子供の安全という観点から、法令基準や条例を見直すなどの活動が行われています。

しかし、我が国では、多くの方が事故に遭うのはたまたまで、運が悪かったとあきらめる。次からは事故に遭わないように子供からできるだけ目を離さないようにしようと思うところまで、事故はだれにでも起こるものだから、理論的な裏づけのある有効的な防止対策が必要であるとはなかなか考えませんでした。

しかし、最近では、子供の事故の内容や種類は、その発達段階に応じた行動パターンと密接な関係があることがわかってきました。したがって、発達に伴う行動パターンを理解して、早目早目の的確に対応すれば、事故の防止は不可能なことではありません。ただし、その対応というのは、子供の動きそのものに注意するのではなく、子供が置かれた環境を、事故防止の観点から子供の目線で見直すという意味です。実際、乳幼児の事故の多くは親が近くにいても起こっており、親が幾ら近くにいても、子供の突然の動きを瞬時にとめることは不可能です。

安全対策を行った上で、子供を思う存分遊ばせるようにはできないのだろうか、そんな思いから、安全な子育て環境づくりを支援するためのモデルルーム、中には家庭内の事故発生想定箇所、事故現場の再現、また説明パネル、そして体験コーナーを利用して、事故防止の指導を行うための子供セーフティハウスの設置ができないでしょうか。

次に、乳幼児視野体験眼鏡の普及についてですが、京都市にある京あんしんこども館を視察した



ときに、幼児視野体験眼鏡をかけて、大人の半分しかない視界の体験をしました。

これがその眼鏡ですが、大人に見えている車は、実は子供には見えていないのです。成人した大人の視野が左右 150度、上下 120度の広さを持つのに対し、五、六歳の子供は左右90度、上下70度までと、大人の半分しかありません。この視野体験眼鏡をつけると、いかに子供の視野が狭いかがわかります。子供を連れのお母さんが、よく横断歩道などで、「ほら危ない、車が来るでしょう」としかる姿を見かけますが、本当に見えていないのです。私も実際にこの眼鏡をつけてパネルで見るときに、もうそこまで車が来てやっと視界の中に車が入ったという、そんな体験をしました。よく子供の飛び出し注意の看板がありますが、見えていないのだから飛び出すはずだなあと、変に納得をしました。

この話を帰ってきてうちの子供にしたところ、「小さいとき、左右を確認して道を渡ろうとしたとき、確認したにもかかわらず車のクラクションが鳴ってびっくりしたことがあるよ」と言っていました。子供の目線に立った不慮の事故防止対策が重要です。そのためにも、認識を広めるこの幼児視野体験眼鏡の普及をしてはどうでしょうか。

次に、学校、公園の遊具等の安全対策、保守点検についてお尋ねいたします。

4月に大垣市の小学校で発生した遊具事故を受け、県は早速、公立学校と県有施設の遊具の点検状況を発表しました。公立学校点検対象 665校では、ロープの劣化や支柱の腐食など 117基の遊具でふぐあい確認され、使用禁止にするとともに、専門業者による修理など危険防止措置を依頼しました。本市においても、木製遊具に使用禁止のロープが張られたままですが、今後、これらの遊具はどのような計画でしょうか。また、各学校、公園等の安全対策、保守点検はどのように行われているのでしょうか。

最後に、小児用AEDの設置についてお尋ねします。

少し前のニュースで、岸和田市の市立高校で行われた高校野球大会予選の試合中に、打球が投手の左胸を直撃、心肺停止状態になったところを、たまたま観戦していた救急救命士が心臓マッサージと人工呼吸を施し、高校に備えつけてあったAEDを使って心臓に電気ショックを与え、一命を取りとめたと聞きました。改めてAEDの必要性を感じたのは、私だけではなかったと思います。

2004年の厚生労働省通達により、医療従事者以外にもAEDの使用が認められましたが、8歳未満、または25キログラム未満の小児に対しては、AEDの使用は推奨されていませんでした。しかし、その後の研究などにより、小児であってもショックが必要となる不整脈は珍しい症例ではないことが明らかになり、昨年8月には厚生労働省からの通知で、小児用電極パッドを取りつけることにより電流の強さを大人用の3分の1の出力に下げて電気ショックを与え、1歳以上8歳未満の子供の緊急時にAEDが使用できるようになりました。

本市においても、本年度予算で全小・中学校にAEDが設置されることになっていますが、設置状況はどのようになっていますか。まだ小児用電極パッドが取り付けられていないようでしたら、取り付けをお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上、3項目を質問させていただきます。

議長（上谷政明君）

1点目、子育て支援について、それから3点目、小児用AEDの設置についてを、健康福祉部長島田克廣君から答弁を求めます。

健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、まず第1点目の子供セーフティーハウスの設置についてお答えをいたします。

小児の事故防止に関しまして、本市では本業市次世代育成支援地域行動計画の家庭での事故防止において、乳幼児健診で乳幼児の事故防止と応急処置のパンフレットを配布し、日常生活の中で事故防止のための工夫ができる人を多くしますと施策の方向性を定め、現在、4ヵ月健診時に各種のパンフレットを配布するとともに、個別及び集団指導時に、月齢に応じた乳幼児の保護者に対し事故防止教育を行っているところでございます。

そのパンフレットがこういったものでございまして、こういったファイルでそれぞれにお渡しをして指導をしておるといってございまして。また、休日・夜間の小児救急についても、こどもの急病ガイドブックを配布し、急病時の対処方法を周知するとともに、保護者の不安解消に努めているところであり、今後も市内4ヵ所の保健センターでの健診等の指導などのあらゆる機会を利用して、小児の事故防止に関する情報提供、学習機会を設けるなどの取り組みにより子供の安全対策を進めていく方針で、議員御提案の子供セーフティーハウスの設置の考えはございません。

第2点目の幼児視野体験眼鏡の普及につきましては、この眼鏡を装着することにより大人が幼児と同じような視野を体験することができ、大人には見えているものが幼児には見えていないなど、幼い子供たちの視野の狭さを実感できるもので、今後、保護者みずからが作成し、体験できるよう指導していきたいと考えております。

次に、3点目の小児用AEDの設置状況につきましては、現在、市内の公共施設には12台のAEDが設置してございます。

内訳といたしましては、本庁舎、各分庁舎、うすずみ温泉、市民スポーツプラザ、糸貫ぬくもりの里、市民文化ホール、真正すこやかセンター、根尾デイサービスセンター、織部の里、NEOキャンピングパークにそれぞれ1台ずつ配備しておりますが、これらには小児用の除細動パッドは備えつけてありませんので、順次対応していきたいと考えております。

なお、19年度においては、先ほど議員がおっしゃいました、市内の各小・中学校12校すべてにAEDを設置すべく現在手続を進めているところであり、このうち小学校に配備されるAEDには小児用の除細動パッドをあわせて備えつけるものであります。また、保育所、幼稚園及び幼児園につきましても、今後、小児用AEDを順次配備していく計画でありますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（上谷政明君）

2点目、学校、公園の遊具等の安全対策についてのうち、学校に係る遊具等の安全対策についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、2点目の質問のうち、学校遊具等の安全対策について、私の方からお答えをいたします。

4月の大垣市における学校遊具事故を受け、即刻、市教育委員会の指示に従いまして、市内の各学校において教職員による緊急点検を実施しております。また、教育委員会からも担当者が学校に出向き、直接各遊具の点検を行っています。その際、使用を禁止する必要があると判断した遊具は2基で、既にこれの撤去を完了しておるところでございます。

次に、安全対策、保守点検については、専門業者による遊具の定期点検を年間2回実施し、各学校の遊具の的確な状況把握をしています。修繕が必要な場合には早急に対応し、児童・生徒が安心して遊ぶことができる環境整備に努めています。また、専門業者の点検に頼るのではなく、各学校では安全点検実施要綱に沿って教職員による定期点検を毎月実施し、ふぐあいな遊具の早期発見に努めておるところでございます。さらに、点検方法においては、目の高さや行動の特徴を考えながら、目視や打音、振動などで確実に点検をいたしまして、児童・生徒の安全確保がなされるようにしています。

今後も、安全対策について関係職員の意識をより一層高め、確実な点検を実施し、児童・生徒の安全確保に万全を期してまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

議長（上谷政明君）

2点目のうち、公園に係る遊具等の安全対策についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、御質問のうち公園遊具等の安全対策につきまして、お答えをいたします。

平成19年4月11日に大垣市の小学校で発生した遊具事故を受け、市においても早急に木製遊具が設置してあります5公園について、点検を実施しました。その結果、特に犀川公園において、木製コンビネーション遊具の土台の支柱の腐食に伴う遊具のぐらつき等が確認され、危険な状況であるため、遊具に使用禁止のテープを張り、当面は使用禁止といたしました。

また、その他の公園を含め木製遊具の修理可能なものにおいては修繕等を行い、使用しつつ計画的に順次鋼製遊具に更新していく方針であります。

次に、公園遊具の安全点検につきましては、年1回、専門業者による遊具の保守点検業務を委託し、目視、打診、触診等により遊具の異常の有無等の報告を受けて、事故を未然に防ぐよう対策を講じております。さらには、市職員によりまして日常の遊具パトロールを重視し、日ごろから安全対策の徹底を図っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

担当部長にお答えをいただき、大変ありがとうございました。

セーフティーハウスのことで再質問をさせていただきます。

京都市では、出産祝いとして、子供の事故防止実践マニュアルと子供の事故の応急手当マニュアルと、先ほど紹介した幼児視野体験眼鏡の実物大とチャイルドマウスの3点セットが、子供が誕生したときに贈られています。この中には、図で実際に起きる状況とかが詳しく書かれているわけですが、大切な未来の宝をはぐくんでいこうとの心が感じられました。もちろん、本市においても事故防止対策とか、子育て支援ということはやっているわけですが、この実践マニュアルの中に、事故の状況、そして発生時刻、発生場所、不慮の事故における年齢別死因順位等が統計的に示され、子供の事故の最大の特徴は家庭内事故が極めて多く、台所、階段と続きます。家庭内は、子供にとっては戸外と同じくらい危険に満ちた環境であるということを再認識するべきです。また、それぞれの場所でのよく起こる事故の種類と、事故を防ぐ工夫がわかりやすく示されています。子供を初めて育てるお母さんにとって、心強いプレゼントです。そして、その内容を実際に体験できるのがセーフティーハウスです。今ある施設を工夫して、設置ができないものかと思います。

先ほどの御答弁では、セーフティーハウスは考えていないということですが、お金をかけるのじゃなくて、今ある施設を利用して、こういうところにはこういうふうにすると事故が起こらないよというのを、実際体験ができるというのが大事ではないかなあというふうに思いますので、前向きに検討していただきたいなというふうに思います。

そして幼児視野体験眼鏡は、工夫をして渡すというふうに答弁をしていただきましたので結構なんですけど、保育園とか幼稚園での交通指導の折に、こういったものを配っていただくといいのではないかなあというふうに思います。母子手帳の中に縮小版が入っていたんですが、どういうわけか今はそれがもう入っていないといったこともありますので、重ねてお願いをしたいと思います。

そして、次に遊具の安全点検の方ですが、特に公園は子供たちの成長に欠かせない遊びの場としての役割があります。子供にとっての遊びは単なる遊びでなく、遊びを通してさまざまなことを学びます。動くことによって知能も運動機能も発達します。お友達とのつき合いがないと、社会性が身につかないという報告もあります。よくお母さんたちの間で、公園デビューしたわという、そんな話題があるわけですが、お母さんたちのコミュニケーションの場でもあります。

私たちが小さいころは、周囲の自然環境が皆遊び場でした。車も今ほど多くなかったし、道路でもどこでも遊ぶことができました。また、知らない人に危害を加えられるかもしれないといった心配もなく、思い切り遠くまで遊びに行くこともできました。地域の人も知り合いで、目も届いていたと思います。

しかし、残念ながら、今はそうはいきません。子供が安心して戸外で遊べる空間は限られています。だれもが安心して遊べる場の筆頭が公園です。公園でより豊かな遊びができる空間及び施設を提供することの意義が、昔とは格段に重要になっています。公園の中でも、人気があって行くといつもたくさんの子供が遊んでいるところ、また、草がいっぱい生えて、遊ぶこともできないような状況になっている公園と、さまざまあります。特に今、ブランコの金具が飛び出していたりとか、細

かいところですがそういったこともあります。また、公園にせっかく時計が設置してあっても時間が違っている、あまり意味をなさないという状況のところもあります。「子どもの笑顔が光輝くまちもとす」を掲げている以上、安全で安心して楽しく遊ぶことのできる公園づくりは、お母さんたちの願いでもあります。公園の計画的な補修・修繕、管理が必要であると思います。ただいまの御答弁で、そのように点検をしているというお答えをいただきましたが、今後そういった公園に対する、あるところでは本巢地域の方には公園が少ないといった声もお聞きしましたが、どこでもいい、子供が本当に元気に遊んでもらえるような施設を、もし計画があるようでしたら教えていただきたいと思います。

以上を再質問とさせていただきます。

議長（上谷政明君）

1点目について、健康福祉部長 島田克廣君。

健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、再度子供セーフティーハウスについてお答えをさせていただきます。

京都市にあります子供セーフティーハウスにつきましては、全国で唯一のものであるというふうにお聞きをしております。したがって、本市におきましては、4カ所の保健センターがあるわけございまして、小さいまちがゆえのきめ細やかな指導により、対応していけるものというふうにご考えております。

それから、視野体験眼鏡の件でございますけれども、これにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、幼稚園、幼児園、保育園の保護者みずからが作成し、体験していただくような場を設けていきたいというふうにご考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（上谷政明君）

2点目のうち、公園に係る遊具等の安全対策についての答弁を産業建設部長 服部次男君に求めます。

産業建設部長（服部次男君）

公園遊具の補修については、継続的に安全対策等考えてまいりますので、よろしくお願ひします。

新しい公園の設置についてでございますが、今のところ本巢地域には計画をしておりませんが、糸貫地域に三橋南部区画整理事業で設置しました田鶴公園というものがあるんですが、そこについては、まだ広場だけで遊具は設置していない。また、その他の施設もございませんので、19年度でその整備についての予算をいただいておりますので、まずその設計を今年度で行いまして、来年度公園整備を計画しております。以上であります。よろしくお願ひします。

〔2番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（上谷政明君）

続きまして、1番 黒田芳弘君の発言を許します。

1番（黒田芳弘君）

ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、3点につき、資料も見ていただきながら御質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目の質問でございますが、国道157号の通行どめと、それにかかわる諸問題でございます。

157号につきましては、古くから越前大野とこの地域を、温見峠を経て結ぶ産業、文化の交流においてその役割を担う重要な道路でありました。国道157号について、改めてこの資料を見ていただきますと、現在、石川県金沢市から岐阜市に至る一般国道であり、1975年（昭和50年）に国道に昇格され、車道となった道路であります。以来、現在に至るまで各方面より利用拡大による交流の活性化のため、道路整備が検討されてまいりましたが、能郷以遠につきましては部分的な改良にとどまり、大規模な整備はされていません。これにつきましては、能郷黒津間に倉見溪谷という大変急峻な難所があり、工法的に困難な理由がございます。能郷ゲート付近には「落ちたら死ぬ」というような大変怖い看板があるほど危険な道路で、私の知る限りでは県内一整備をされていない、通行可能な期間が短い国道であると認識をしております。

この国道157号が、現在も能郷より相変わらずの通行どめが続いております。資料を見ていただきますとわかりますように、平成16年度からの能郷ゲートの状況を添付しておりますが、以前もこのような状況であり、大変開放期間は短かったことであります。平成17年11月に、黒津地内においてのり面の岩盤の崩落が発見をされまして、安全な通行が保障されないためとのことであります。調査と工事により、私が予想するに、今後7年から8年は通行できないとの見通しであります。このような状況では、もはや国道としての価値はなく、道としてその重要な役割を果たすことはできません。黒津越波地区には住民もあり、また奥地では復旧治山事業、森林整備等が行われております。これらに行くには、東谷の上大須を經由いたしまして、旧根尾村の時代に開設をした折越林道、猫峠林道及び市道黒津越波線を迂回路として利用しなければなりません。一方で、考えますと、林道が開設されて迂回路として利用されるようになったため、安易に通行どめをするのではないかとこの疑問もあります。

道路には定義がございまして、当然、国道と林道では幅員、カーブの設定、道路勾配、路肩のり面の安全施設等、道路規格が違いまして、林道の通行には安全面において危険を伴います。この林道の所有者は本巣市であり、その管理責任は本市にあります。国道157号の通行どめがこの先長期に続くことが確実である現状、県にこれらの林道が国道の迂回路であることを認めていただき、規格を満たす安全な道路に改良していただき、その期間だけでも維持をお願いし、管理責任を持っていただきますよう、本市として対応すべきではないでしょうか。

道路の2点目の質問でございますが、157号につきましては、昨年も温見峠から大野市を通り、

国道の 417号もあわせて整備の状況を見てまいりましたが、福井県側は温見峠より車で約15分程度のところ、大野市の熊河で道路改良整備が進められていました。大野市側からはここまでは2車線での道路整備が既に完了されており、岐阜県側と比べると整備に大きな速度の差があるように思われます。国道 157号については、以前より整備促進期成同盟会がありますが、その会において現在どのような具体的な協議がなされているのかをお尋ねいたします。

2点目でございますが、桜交流ランドと周辺施設の改善策についてであります。

桜交流ランドにつきましては、うすずみ温泉のオープンより各関連施設がつけられ、充実を図ってまいりましたが、オープン以来、年々来場者が減少し、大変厳しい運営が続いていることは皆さん周知のとおりでございます。今までにも、改善につきましては皆さんからいろいろな意見が出され、今日に至っております。オープンより10年以上が過ぎまして、また運営継続のため、今年度は本業市より不均一課税充当分を充て、5,000万円の運営補助をされた状況の中、これを一つの節目として、早急に抜本的かつ大規模な改善が必要と考えます。

私案でございますが、まず改善策につきましては、1点目、体験工房の改善であります。

これも資料を見てわかりますように、パン工房の利用人数と収支状況を載せてありますが、パン工房につきましては、職人の退職により17年度の途中よりほぼ休止の状態が続いております。パン工房の継続的な運営のためには、絶対的な供給先が必要であると考えます。

そこで、市内の学校給食にここでつくられるパンを供給してはどうでしょうか。学校がある平日には給食に供給をし、学校が休みの来場者の多い土・日、祭日には、その客に対して体験利用、販売をする。そうすれば安定した需要と供給が生まれ、継続的な運営ができるのではないのでしょうか。また、それがもし何らかの理由でできないのであれば、経営先を民間の事業者に求め、完全に経営を委託するべきではないのでしょうか。民間の事業者であれば、やはり利益を優先し、あらゆる知恵を絞り出し、必ずや利用客を増加し、成功させ、ほかの関連施設に対してもプラスになることと考えます。

二つ目でございますが、パターゴルフ場と周辺施設の改善についてであります。

パターゴルフ場につきましては、バブルの時代、ゴルフブームにあやかり全盛でありましたが、ブームも去り、既に過去のものとなってしまいました。当パターゴルフ場も、当時、近郊にはない総天然芝の大変豪華な施設がつけられましたが、これも資料を見てわかりますように、利用人数が載せてありますが、年々利用者も減少し、最近ではあまりプレーしているところも見かけなくなりました。

現在、全国的に統一的なルールがあり、競技として定着しているのはゲートボールであり、グラウンドゴルフであります。うすずみ温泉もウイークデーの団体客をどう取り込むかが大きなポイントであります。団塊世代が退職を迎え、今後さらに競技人口がふえるであろうこのゲートボール、グラウンドゴルフに着目し、競技できる施設に改修すべきではないでしょうか。

これにつきましては、昨年、恵那市の旧串原村でございます、このような温泉施設でありますささゆりの湯を見てまいりましたが、やはりここでもゲートボール、グラウンドゴルフ場が整備をさ

れており、平日、多くの団体客が温泉とあわせて利用されているとのことでありました。

また、そのパターゴルフ場と道路を挟んで南側にはローラー滑り台がありましたが、これにつきましては平成17年の大雪でつぶされ、修理はされておらず、現在も故障中ということで利用はされておられません。これを撤去し、芝滑り台として改修をしてはどうでしょうか。これも最後に写真を添付してありますが、この滑り台につきましては、斜面を利用し、人工芝を張りまして、プラスチック製のそり等で滑り遊ぶ施設であり、この近くでは美濃加茂市の日本昭和村、旧神岡町にあります山之村牧場にあり、ここも行ってまいりましたが、休日には行列ができるほど子供たちには大変人気がある施設であります。

また、この施設をつくりますと、来客が乏しい冬期には、降雪によりミニゲレンデといたしましてそり遊び等雪遊びができる施設となり、温泉客に対しまして付加価値を与えることができます。これにつきましては、改修に比較的投資がかからない、そして維持費があまりかからない有効的な施設と考えますが、いかがでしょうか。

3点目、うすずみ特産の需要拡大についてでございますが、ここで生産をされております豆腐とかみそなどを、市内の学校給食に取り入れてはどうでしょうか。販売の拡大となり、地産地消にもつながる有効な方法であると思います。

3点目、地籍調査の進捗状況と今後の見通しについてであります。

地籍調査につきましては、合併以前の平成13年度より開始をされ、当初、順調に進んだようではありますが、一度に多くの地区を手がけたため、申請作業に時間を費やし、なかなか認証・登記までが進まないのが現状であると思っておりますが、特に北部の高齢者が多い世帯、地区では、自分たちが元気なうちに何とか早く進めてほしいとの声が多く、大変心配をされております。地区ごとに登記完了を済ませ、順次進めていくのが原則ではあると思っておりますが、地域ごとの事情にも合わせ、立会作業を先行し進める方法はできないものか、現在の進捗状況と今後の見通しとあわせ、お尋ねを申し上げます。

以上3点につき、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（上谷政明君）

1点目、国道157号の通行どめとそれに係る諸問題の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、国道157号の通行どめについての御質問にお答えします。

国道157号は、本巣市能郷地内から黒津地内の間で、平成17年11月に発生しました落石により通行どめが続いておりまして、特に根尾地域の皆様に大変御迷惑をおかけしております。

この落石の原因等につきまして、県において平成17年度から踏査による調査、ラジコンヘリコプターによる調査、ロックライミングによる調査など、さまざまな調査が行われ、調査の結果、山腹の岩盤に相当な亀裂が発見され、落石がさらに広がる危険が予想されたため、岐阜土木事務所において、平成19年度から3年計画でコンクリート吹きつけ工とロックボルト工法により、路面等に



より上部50メートルまで補強工事が進められております。さらにその上部を県の農林事務所において、平成19年度、調査が実施されると伺っておりまして、長年にわたり通行どめが予想されることから、本年度3月、岐阜土木事務所が根尾地域自治会長会で説明され、御理解をいただいているものと思っております。

本年1月30日に奈良県の迂回路の確保が困難な場所で、仮設防護さくにより片側通行していた国道で、崩土事故により3人の犠牲者が出た事故も発生しており、道路管理者は常に安全に通行できる道路の確保が求められ、交通規制はやむを得ないものと考えております。

また、迂回する林道につきまして、市から県に維持管理等を強く要望しておりまして、県も協力できる範囲で協力したいと言われておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、国道157号の整備促進期成同盟会の活動状況についての御質問にお答えをいたします。

現在、この同盟会は、岐阜市、大野市、勝山市、本巣市、北方町の4市1町で構成されております。平成18年度の総会の報告によりますと、福井県側の工事の施工状況は、大野市における大野バイパス4.7キロメートルの工事が平成12年度から、また同じく大野市では熊河道路の工事が平成13年度から進められております。一方、岐阜県側では、本巣市で門脇バイパス1.4キロメートルが平成8年度から、また日当平野バイパス4.2キロメートルが平成4年度から進められておりまして、平成18年度から日当トンネルの工事が始められたところであります。

しかしながら、大野市熊河から本巣市樽見間においては未整備区間となっております。道路が蛇行し、1車線の道路で整備が立ちおくれ、特に冬の期間は積雪量も多く、積雪による通行規制が数ヶ月続き、道路の機能が発揮されていないことから、この同盟会を通じ早期整備を関係機関に強く要望しているところであります。

以上であります。よろしく願いをいたします。

議長（上谷政明君）

2点目、桜交流ランドと周辺施設の改善策のうち、体験工房、パターゴルフ場についての答弁を副市長に求めます。

副市長 高木巧君。

副市長（高木 巧君）

答弁をさせていただきます前に、ただいま議員の御質問の冒頭に、3月議会におけます5,000万円の財団に対する補助のお話がありましたので、改めまして御列席の各議員の皆様方にお礼を申し上げたいと思っております。5,000万円によりまして、財団の経営につきましては、前年度からの繰り越し、また一時借入金につきましても精算をさせていただきました。職員一同、一致団結して運営に当たっていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、御質問の第1点目の体験工房の改善についてお答えをさせていただきます。

パン工房におけるパン職人が退職をいたしました。現在では樽見鉄道さんと連携をさせていただきまして、その中で募集をさせていただくパンづくりの体験を、すべて予約により運営をさせていただいております。また土・日につきましては、昨年より定食ランチ、簡単なものでございます。

けれども、これを提供させていただき好評をいただいているというふうに理解をいたしております。

御提案の学校給食への供給につきましては、パンの単価、正直申し上げましてやはり割高になります。また、ここにおきます供給量につきましても、需要と供給のバランスが欠くところもございます。こういった点で難しい問題であろうというふうに考えております。しかし、そうはいうものの、やはり立派な施設を整備していただき、また市の方が受けさせていただいておりますので、今後につきましてはいろいろの可能性を検討し、利用客の増につなげられるように指導してまいりたいというふうに思っております。

また、2点目のパターゴルフ場と周辺施設の改善についてでございますが、御指摘のとおり、ローラー滑り台は雪のために故障しておりまして、今年度の市の補修工事の施工時に撤去することとなっておりますが、撤去した後における他の施設との関係で、直ちに整備するのか、どのような施設にするのか等につきまして、よく検討し実施をしていくべきであろうというふうに考えております。

また、パターゴルフの利用につきましては、議員も資料を提示していただいておりますが、その利用者数は年々減少の傾向にございます。しかし、平成17年度で1,970名、それから平成18年度では1,759名というお客様の御利用をいただいておりますので、当施設はさらに誘客に努めながら従来どおり利用し、御提案のグラウンドゴルフにつきましては、パターゴルフ場に隣接しております芝生広場がございますが、この芝生広場を有効に利用して楽しんでいただけるような体制を整えまして、既に5月から入浴、あるいは食事とセットにしたプランを設けまして募集をしております。そんなことで、さらにPRに努めながら、全体としての誘客に努めていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（上谷政明君）

2点目のうち、うすずみ特産についての答弁を教育長に求めます。

教育長 高橋茂徳君。

教育長（高橋茂徳君）

うすずみ特産の需要拡大について、お答えをします。

議員御指摘のうすずみ特産として製造されています豆腐は、1丁当たり210円でございます。ほかの木綿豆腐は1丁当たり50円でございます。したがって、うすずみ特産として製造されています豆腐の方が高価なのですが、既に根尾給食センターでは平成17年度から使用をいたしております。しかし、みそにつきましては、根尾の豆みそは1キログラム当たり735円です。ところが、今使用しています赤みそは1キログラム当たり160円です。根尾の豆みそはおいしいとのことですが、価格にこのような隔たりがございますので使用しておりません。なお、現在、お米、柿、ナシ、イチゴ、キウイ、それにアマゴなどにつきましては、地元の食材を市内のすべての給食センターで使用をいたしております。

地元の食材を使用しますと、経費は多くかかる傾向にありますが、地元の生産者が地元の子供たちに食べさせたいという願いから、新鮮で安全な食材を提供していただくことができます。また、

生産者の側で学校給食を初めとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携、協力関係を構築することができます。あるいはまた、子供たちが郷土の食材を食べることにより地域の自然、食文化、産業などについて理解を深め、我が郷土に対する愛着心をはぐくみ、培うことができます。

今後も、地産地消のよさを踏まえまして、安全・安心・安定・安価を主眼とした学校給食を提供してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（上谷政明君）

3点目、地籍調査の進捗状況と今後の見通しの答弁を根尾総合支所長に求めます。

根尾総合支所長 藤原俊一君。

林政部長（藤原俊一君）

それでは、地籍の進捗状況と今後の見通しについてお答えさせていただきます。

根尾地域では、平成13年度から16年度にかけて、12地区の地籍業務を行っており、そのうち5地区が登記が済んでおります。また、4地区が認証済みとなっております。

議員御指摘のように、本地域においては高齢者が多く、一日も早く進めてほしいというような声が出ております。このことにつきましては、私どもも承知しているところでございます。個人の資産を確定する大切な部分を担っている調査だけに、先行して立ち会い業務を実施することは、将来において土地移動等の再調査が必要となり、進捗をおくらせる原因となるおそれがありますので、継続的に実施していくことが早期完了の道と考えております。

いずれにしても、地籍業務は計画の準備から国の認証を受けるまでに7行程からの業務が必要であり、完了までには多くの期間を要しますので、御理解をいただきたいと思います。

今後の見通しとしましては、新規箇所を20年度より調査が行えるよう鋭意努力したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔1番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

1番（黒田芳弘君）

各御答弁ありがとうございました。

まず157号についてでございますが、迂回路となる林道等につきましては、県の方で協力できる範囲で協力するといった回答をいただいた反面、少なくともその間は国道の大規模な改良はされない、できないとの意味にもとれ、大変危惧するところであります。別ルートの特設トンネルを含めた改良整備も、現在の復旧工事と並行して進めていただきますよう、県に対して積極的な要望をお願いいたします。

また、国道の通行どめ期間は、奥地へ行くルートはこの林道、市道経由しかございません。これが通行どめになることのないよう、特に林道につきましては、豪雨時、大変被害を受けやすい道であります。災害時には敏速な対応をよろしくお願ひいたします。

道路につきましては、福井県から本巢市へつながる 157号と揖斐川町からつながる 417号があり、これも昨年、双方の整備の状況を見てまいりましたが、私が見た感じでは、整備のずれがあることを感じました。417号につきましては、今後、国の直轄事業としての整備が決定されたようであり、岐阜県側は徳山ダム関連で整備が進められましたが、福井県側はまだ未整備のままです。

157号につきましては、福井県側は、先ほども申しましたように積極的に整備が進められて、温見峠まであとわずかでございますが、岐阜県側は現在日当トンネル、門脇バイパスには着工しておりますが、それから先は、今のままではかなりの時間を要することを地域住民は心配され、不安に思っております。国道 157号の起点は岐阜市であります、大きく接しかかわるのは本巢市であります。市長には、今後、期成同盟会において強力なリーダーシップを発揮していただきますことをお願いするとともに、今後の展望について率直な御意見をお尋ねします。

2点目の桜交流ランドについてでございますが、桜交流ランドにつきましては、今を契機といたしまして大規模な改善が望まれる中、先ほどの答弁で、できるものできないものはございますが、前向きな御答弁をいただきました。抜本的な改善を進める中で必要なのは、少ない投資で最大の効果を上げることであると思います。核となる温泉、ホテルは、近隣の施設に比べますとどこにも負けない立派な自慢できる施設であると思います。

今後、その温泉客、宿泊客に対し、他の施設でどのように付加価値を与え、リピーターをふやすかに尽きると考えます。名古屋、岐阜といった都市圏の客の一人として考えた場合、アクセス面も含めた選択の比較対象になるのは、少し発表しますが下呂温泉あたりであると思います。この施設につきましては、研修施設的な意味合いでつくられたこともあって、民間の施設とは多少施設の性格は異なりますが、客はそんなことには関係なく、料金、料理、余暇の楽しみ方等の条件で、純粋に比較をいたします。

例えば、営業時間にいたしましても、宿泊客は夜の9時以降は部屋で過ごすことしかありません。日帰りで宴会をする場合においても、一番遅い時間帯で7時から9時までであります。これは、岐阜市あたりから仕事を終えて、出発が夕方の6時しかできないお客は、温泉へ入ることもできません。これでは、わざわざここまで来て宴会をする必要も、楽しみもありません。こんな点も改善の必要があるのではないのでしょうか。

もはやこの地域にとっては、この温泉施設なしでは活性化はあり得ません。温泉のスタンプラリーというものがございますが、これで常に上位にランクされリピーターが多いのは、県内におきましては美輝の里、巖立峡のひめしゃがの湯、水晶の湯、武芸川温泉、池田温泉であります。私も確かにこれらの温泉へ行きますと、また来たいなあということを思います。このような人気のある施設も見ていただき、どこがほかと違うのかを十分に検討され、またうすずみ温泉独自のものも生み出し、差別化も図りながら、長くこの施設が継続できますことを大前提に改善に取り組んでいただきたく存じます。

桜交流ランドのトップでもあります副市長から、その意気込みをお聞かせください。お願いします。

議長（上谷政明君）

それでは、1点目のこれからの道路問題について、1番の林道のことはいいですか。

1番（黒田芳弘君）

災害時の対策についてだけお願いします。

議長（上谷政明君）

それでは、根尾総合支所長 藤原俊一君。

林政部長（藤原俊一君）

それでは、林道ということで、私の方からお答えさせていただきます。

議員御承知のように、林道には折越林道と猫峠林道があるわけでございまして、昨年も集中豪雨ということで災害が発生しております。

しかしながら、国道157号の通行どめということで、どうしても迂回路的に林道を通らなければならないような状況でございます。この林道につきましては、奥地住民の生活用道路、森林整備、また工事用車両がこの路線を通行しているところでございまして、極めて重要な路線と考えております。

議員御質問の、災害時にはどんな対応をしていくのかというような御質問でございますが、林道につきましては、通常時には定期的なパトロール、災害時におきましては現地の確認を行いながら速やかに対応していきたいと、このようなことを思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（上谷政明君）

道路問題について、市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

黒田議員の道路に対する再質問に対しまして、お答えをいたします。

417号と157号を比較して御質問がございました。御質問にもありましたように、417号は徳山ダムから冠山を通って福井県池田町へ通じる道路でして、ダムの整備上、上方へつけかえたということで、当然これは整備が進んでいったということでございますね。池田町側はおくれているわけですが、これは国直轄で近畿地方整備局が進めていくということになっているわけであり、その差というのはダムの関連で進んでいったということでございます。

157号線はその逆だとおっしゃるわけですが、福井県の熊河以北、岐阜県にかけて県が今整備されているということですが、あそこは大野市、勝山市、こういう平たん地が多かったわけであり、山へ登りかけてからが私どもの方より短い区間にあるということで、そんなことで比較的整備が進んでおるとおもいます。

私どもの方は、御存じのように日当トンネルすら今ようやく着工ということでございまして、これも基本的には地権者の理解が得られなかったのでおくれたということでございますね。ですが、21年3月までには完成するということになっていきますし、門脇につきましても、ことしもう1億1,000万予算がついていまして、あそこの整備をし、川の橋もかけるということになっていきます。そういったことで、22年には門脇も完成したいということで、今度は能郷に進んでいくわけであり、

ここの工事中に能郷までの用地買収をしていかないかんとということでございますが、これは県も努力されているんですけども、ここの用地も何か非常に厳しい人がいらっしゃるということで、そういうことだと、また次の工事の手だてが頓挫していくということになりますので、これは地元の議員さん初め皆さんにも御協力いただいて、十分説得しながら進めていかないかと、このように思っているわけでございます。

能郷まで行きますと、今度はいよいよトンネルということになります。この国道 157号線は、先ほどもお話がありましたように、岐阜、金沢を 200キロで結んでいる大変重要な道路でございます。ですから、私どもも4市1町で期成同盟会をつくりまして、私も副会長という立場にあるんですが、議長さんもその会員になっていただいております。毎年期成同盟会を開催しまして、この推進に努力していこうということで頑張っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（上谷政明君）

2点目について、副市長 高木巧君。

副市長（高木 巧君）

それでは、再質問に係ります部分につきまして、御答弁をさせていただきます。

先ほど議員の再質問の中には、温泉ラリーというようなことで、県内の重立った特に人気のある温泉施設名が出てまいりました。そのラリーというお話ですが、これは多分シルラリーの話じゃないかと思うんですけども、その五つほどの施設の少し後に、当うすずみ温泉も実は掲載をされておまして、その意味では決して他に知名度の点におきましてそれほど遜色のないといふふうに思っておりますが、もう一方で「東海じゃらん」という雑誌がございます。こちらにおきましては、18位程度に位置されております。これは露天ぶる人気ランキングベスト30のうちの18位という統計も実はございまして、皆様方にはそれなりに御利用、またお楽しみをいただいております。ところが、御指摘のとおり温泉客は年々減少しておりますので、たまたま18年度は約 4,500名ほど17年度対比でお客様がふえましたが、この傾向を今後も続けていかなければならないというふうになっております。

また、施設で宿泊者に対しましてアンケート調査をさせていただいております。これはそれぞれのお部屋にアンケート用紙を配付させていただいて意見をいただくわけでございますが、要するに奥地であるがゆえに静かで自然豊かだということで、これをリピートの要素に評価をいただいている人もありますが、中には当然手厳しい御指摘をいただくものもございます。

これは先ほど議員御指摘のように、民間施設ではございませんので、館内に遊びの部分が少ないというのも確かにございます。そのあたりは、私どもとしてはなかなか踏み切れない部分はございますけれども、いずれにいたしましても、営業時間の問題も何らかの形で到着がおくれるとか、いろんなお客さんもいらっしゃいますので、宴会時間は基本的には21時でございますが、1時間程度の延長もさせていただきながら、ケース・バイ・ケースの対応もさせていただいております。

そのほか、今後リピーター客をさらにふやすためには、先ほどデスティネーションキャンペーン

の御質問もございましたが、その中で、うすずみ温泉のエリア内で継続的な誘客を図れるようなまちづくり交付金でのイベント、単年度でこれを終わらせては何もなりませんので、そういう提案を積極的に採用する中で、今後とも頑張っていきたいと思っておりますし、気概のほどとおっしゃっていただきましたのですが、何せ施設整備には金がかかりますし、かといってソフトにつまましていろいろ金のかかることではございますが、先ほど職員一致団結というような言葉も申し上げましたけれども、そんな中で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいというふうに思います。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（上谷政明君）

黒田芳弘君。

1 番（黒田芳弘君）

大変ありがとうございました。

国道 157号能郷以遠の整備につきましては、現在のさまざまな状況を踏まえると長い時間を費やすことは否めません。

しかしながら、本巣市から福井県へつながる道は間違いなく 157号であります。そして、私は本巣市の議員であります。これからも決してあきらめることなく、希望を持って頑張っていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

長時間まことにありがとうございました。

議長（上谷政明君）

続きまして、4 番 臼井悦子君の発言を許します。

4 番（臼井悦子君）

通告に従いまして、1 点、本巣総合運動場の駐車場について質問いたします。

本巣市文殊地内にあります本巣総合運動場には、グラウンドの西側と南側の 2 ヶ所に駐車場があります。特に、道路に隣接しております南側においては、夜間に長時間車をとめた若者の遊び場となっている現状です。騒音、マナー等、近隣住民に大変迷惑をかけており、また不快感を与えているとのことです。たびたび早朝には、近隣の方が付近のごみなどの清掃をしてくださっている状況です。駐車場内には防犯灯もないので、青少年の健全育成においてもいかなものかと思われま

す。本巣総合運動場利用者の駐車場であることから、利用時のみの開放とするためにも、駐車場に囲いを取りつけるなどして、安全で健全な管理ができないものでしょうか。教育委員会事務局長にお尋ねいたします。

議長（上谷政明君）

本巣総合運動場の駐車場についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、御質問の本巣総合運動場の駐車場についての御質問にお答えをいたします。

市の運動場施設は、市民がその用途にあったスポーツに親しむことによって、心身ともに健康で活力ある生活を送る活動の場所として提供されているものであると思います。

御指摘の本巢総合運動場南側駐車場には、現在69台の駐車スペースを確保してありますが、街路灯は1ヵ所設けてございます。私もこれは確認をしてまいりました。したがって、駐車場の広さからしますと、防犯対策上は十分な機能が発揮されていないということも確認をしてきております。御質問のように、時として若者の集まる場所となっているということは承知しております。今後は、もう1基街路灯の増設の方向で、若干検討をしてみたいと思っております。

また、駐車場フェンスのことにつきましては、東側から南の部分については設置済みでございますけれども、フェンスをさらにその西側に延長することは、狭い旧道がございまして、これを一部利用される方もあるということで、こういった立地条件上困難な部分も考えられます。そういったことで、そのことによりまして駐車場利用者に不便をかけることがないかと思っております。また、同様の市内の体育施設でも、駐車場での防護さく等の特別な規制はしておりませんので、同じ歩調で考えてまいります。

なお、一方で、このような場所については、青少年の健全育成の面からも地域青少年育成推進員との情報を共有し、この場所を見回り区域として、地域でも取り組みをして様子を見たいと思っております。よろしく願いをいたします。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

白井悦子君。

4番（白井悦子君）

ありがとうございました。

ただいまのお答えの中では、防犯灯が1基あるということで、また新しく設備を整えていただけるといことです。その件に関しては大変ありがたいと思います。

また、駐車場の入り口につきましては、そのような道路に面している状況から、大変駐車する方の不便になるのではないかというお答えをいただきました。ところが、駐車場が常時開放されているということで、本当に毎晩というくらい、四、五台の車があそこにとまって夜間も音楽をかけたがり、それから夏になりますと花火をしたり、朝には大変なごみが出ているというような状況を、もう本当に長い間、地域の付近の方には大変迷惑をかけている状況なんです。

ほかの施設には駐車場等の囲いが無いということですが、見回り対策にしましても、本当に夜間、深夜におきましてはそのようなことは大変かと思しますので、それにかわる何か看板なり対策をお願いしたいと思っております。

また、地域の方たちがその人たちを見つけているんな声をかけたりできる場合とできない点がございします。そういう点でも、やはりこのままでなくて、何らかの施策を施していただきたいと思っております。そのような見回り以外にほかの対策はないものでしょうか。立て看板とか注意事項などができればそのようなこともお願いしたいと思っておりますので、再度、もう一つの方法がないか、質問させ



ていただきます。

議長（上谷政明君）

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁で基本的にはお願いをしたいということでございますけれども、今御質問の中にありましたように、やはり看板等を設置することによって啓発できることも考えられますので、内部でそういったことも若干検討して、今後の対応とさせていただきますし、これから夏場の時期でございますまして、こういったことが頻繁に起こることも考えられます。そういった実情もよく考えながら、今後の考え方に生かしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔4番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

臼井悦子君。

4番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

市の中には、ほかにもこういった施設に伴う駐車場等があると思いますが、この際、近隣の皆様に御迷惑をかけることのないよう、各種団体等青少年の健全育成についても大変いろんな団体が御理解と御協力をいただいていると思います。またその点では、市におきましてそのもとを断つような、こういった駐車場の管理等も積極的に取り組んでいかれることを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（上谷政明君）

これにて午前中の会議を終了します。

1時から午後の会議を再開します。暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

---

午後0時58分 再開

議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、21番 鵜飼静雄君の発言を許します。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります5点について質問をいたします。

まず第1点は、モンキードッグについてであります。

このモンキードッグについては、今年度試験的に事業を実施しています。その取り組みの現状がどうなっているのかということについて、まず報告を受けたいと思います。

そして第2番目に、モンキードッグを先進的に実施している地域が長野県にございますが、その

先進的な地域では、実際にモンキードッグの事業を始めるに当たって、猿の生息調査、そして群れの調査、あるいはそうした結果の上に立って群れの主な猿に発信器を取りつけ、その移動状況を把握するといった基礎データをきちんと把握した上で事業を始めています。

せっかくこの本巢市でも、モンキードッグ事業を試験的とはいえ始めたわけですから、そうした基礎的データもあわせてきちんと手にして、その上で、今本当に大きな被害が起きているこの猿の害を解消していくための大きなステップになるような取り組みにしてほしいというふうに考えていますが、今後の市の方針がどうなのかということについて伺いたいと思います。

2番目は、農地法上の問題についてということであります。

これについては、3月の議会の際にも簡単に取り上げました。今回また改めて取り上げますのは、農地法を無視したようなやり方、あるいは農業委員会で許可された条件と違ったような実態が現実的に起きてきたときに、どう対応すべきなのか。そして、それが単に農業委員会だけの問題ではなく、市の農業政策上の大きな問題にもなってくるのではないかという観点から、今回改めてこの問題を取り上げ、市の考えをお伺いしたいというふうに思っています。

基本的には農業委員会が中心の問題ですので、市として答えることが困難な場合とか、あるいは妥当でない場合もあるかもしれません。その場合は、そのように言っていただければ結構です。

昨年来問題になっています系貫地域の更屋敷という自治会がありますが、その自治会の公民館の北側に、おおむね長方形の農地がございました。地番は更屋敷北 398番、そして 400番、この合計 1,207平方メートルの農地がございました。このうち 398番を分筆しまして 400番と合わせて 999平方メートルを分譲住宅用地として転用申請が出されたわけでありまして、999平方メートルというのはどういう数字なのかというと、1,000平方メートル以上は市の開発協議が必要であります。それを避けたものだというふうに考えざるを得ません。このことは、合法的とはいえ、割り切れない思いをするのは私だけではないと思います。また、分筆の結果残った 208平方メートル、この 208平方メートルについては、農業経営の拡大をしたいということで、ともに昨年7月の農業委員会を通過いたしました。

この申請をしたのは、論不動産株式会社代表取締役社長 上谷政明とあります。208平方メートルについては農地ですので、個人名義であります。そこで、今申し上げた宅地転用部分については8月に許可があり、10月3日に地目変更がされた。そして、そのまま分譲住宅が建築されていれば問題はもちろなかったわけでありましてけれども、翌月には板金業者に売却、そして板金工場の建築が始まるという事態になり、地元で問題になったわけでありまして。

分譲住宅用地として許可を受けながら、勝手に工場に変えてしまうということが果たして許されるのかどうか、まずこれが問題だというふうに思います。問題にされて初めて、計画変更の申請が2月の農業委員会に提出されました。そのときにあわせて始末書、あるいは経過報告というのが提出されました。手元に持っておりますけれども、その始末書や経過報告が論不動産から出されたわけでありまして、その中で、「事業計画変更の申請は指摘を受けるまでわかりませんでした」と述べています。素人ならいざ知らず、不動産業を営む人がわからなかったなどとは、だれが信じ

るでしょうか。そのためか、2月、3月の農業委員会は、これを継続審査にいたしました。この間に、地元の更屋敷の自治会からは再三にわたる陳情書が提出され、自治会としては法を無視した工場の建設は認められないという意思を示してまいりました。しかし、4月の農業委員会においては、採決の結果12対12になり、会長の採決でこれを認めてしまいました。このことは、私は大変な悪例を残したというふうに言わざるを得ないと思っています。すなわち、農業委員会を通りやすい申請をして、許可がおりたらもう違うものに勝手に変えてしまう、そのことを本巢市の農業委員会、県も同様でありますけれども、事後承認してしまうということになるわけであります。こういうやり方がまかり通れば、農業委員会の役割、そしてこの地域の農業、農地をどう守っていくかということに大きな支障を及ぼすのではないかというふうに考えています。

そうした点から、まず伺いたい第1点は、こうした悪例が、今申し上げたように市の農政に悪影響を及ぼすというふうに私は思っておりますけど、市としてどのように感じておられるのかということをお伺いします。

次にお伺いしたいのは、この間、業者から農業委員会に提出された文書、先ほど申し上げました始末書や経過報告、さらに4月に農業委員会を通過しましたが、その前に出された4月23日付の更屋敷自治会と関係者との話し合い経過説明という文書がありますが、これについて地元では虚偽があるというふうに言われています。

例えば、今申し上げた経過説明の中で、このように述べています。自治会長を通じて自治会役員の方々に公害が――要するに板金工場のことですが――もし発生した場合、買い戻しを含め取り壊しますと約束してありますというふうに述べています。しかし、5月11日に更屋敷で開かれた臨時総会の席上、自治会長は、そんな約束をしたことはないと明確に否定しています。さらに6月上旬に、農業委員会に自治会長名で上申書を提出したそうであります。その内容を大まかに聞いてみますと、改めて今申し上げた約束については一切していないということで否定をし、論不動産に対する怒りを表明しているとのことでもあります。そのとおりであるならば、この間の農業委員会の決定自体が虚構の上になされたということになります。そうならば、こういうものの有効性についても問題が出てくるのではないかという感じを持ちますが、その点についての見解をお伺いしたいと思います。最初に申し上げたように、その部分は特に農業委員会の問題でありますけれども、市として言える部分がありましたらお願いしたいということでもあります。

2番目の問題であります、208平方メートルの部分についてです。先ほど申し上げたように、この部分は農業経営の拡大をしたいという申請に基づいて許可をされました。ところが現状を見ると、宅地と農地、先ほど最初に申し上げた1,207平方メートル全体をフェンスで囲っております。田中板金への出入り口を除いた部分がフェンスで囲われているということは、この板金工場を通してしか208平方メートルの農地へ行けない、そういう状態の中で、農業経営の拡大をしたいということで申請し許可をされた、これは一体何なのかというふうに思わざるを得ません。昨年の許可条件と全く異なっているというふうに考えざるを得ませんが、どうお感じになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

3点目ですが、3月の議会のときも取り上げましたけれども、こうした事態に有効的に対応するためには、農業委員会だけではなく市の方針をきちんと確立する必要があるというふうに思っています。その点で、この間の検討状況について報告を願いたいと思います。

次に3番目ではありますが、国民健康保険についてであります。

国民健康保険法は、第1条で、この国民健康保険の制度を設ける目的として、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを上げています。そういう前提に立って、今の国民健康保険のいろいろな課題を、あるいは問題を考えてみますと、本来の趣旨と相当ずれた部分があるのではないかというふうに思わざるを得ないというのが率直なところであります。今、国民健康保険証の取り上げ、そしてその結果死亡にまで至るという悲惨な例が全国あちこちで生まれてきています。

このことは3月でも取り上げましたが、それ以降いろいろ調べておりますと、本巢市については資格証明書の発行・交付が非常に多いというふうに思わざるを得ません。もちろん、滞納したからすぐ資格証明書にするとかいう機械的な対応をしているというふうには一切思っておりませんが、しかし、それにしても多いというふうに思わざるを得ません。

岐阜県下の他市と比べてみますと、これは比率でありますけれども、滞納率は、本巢市の場合は17年度11.6%で岐阜県下23番目、18年度は11.6%で19番目であります。資格証明書の発行率について言うと、17年度は1.9%で6番目です。滞納は23番目ですが、資格証明書の発行率は6番目。18年度は2.1%で、これもまた6番目という状況であります。少なくとも、岐阜県下で比べれば非常に多いと言わざるを得ない。

全く資格証明書を発行していない自治体もありますが、国がもともと滞納を減らすために、その制裁措置として資格証明書の発行をせいということを義務づけてきた経過がありますが、現実にはこの制度を適用してきたから滞納が減ったということは、全国多くの例を見てもわかるように実際にはそういうことはありません。役立っていません。それどころか、最初に申し上げたように、国民健康保険の本来の役割を離れたところでこの運営がなされ、その結果命まで失うという例が生まれてきているというのが現実であります。

そこで、私は特に申し上げたいのは、この資格証明書の発行基準の緩和をすべきではないかということでもあります。特に、一つは、とりわけ子供の医療費の無料化を小学校を卒業するまで実施しておりますが、そうした子供のいる世帯については保険証を発行する、あるいは国民健康保険税を払うことによって、もう生活がほとんどが成り立たなくなっていくのではないかというような世帯については、資格証明書の発行をしないというような対応をすべきではないかというふうに思っています。この点についての見解を伺います。

4番目ですが、住民負担増に対応する施策をという点であります。

昨年6月、定率減税が半減したことによって住民税が大幅に増税になり、市役所に対しても相談が結構あったというふうに聞いていますが、ことしはさらに定率減税が全廃されたことによって上乗せ増税になり、住民の暮らしを脅かすという事態が全国的にも生まれてきています。本巢市でも、相当数の相談があったというふうに聞いています。その一方で、初日に申し上げたように、市

の税条例の改定の際に申し上げたように、上場株式の売却益に対する軽減措置、これは1年延長するということで、これは全国的に言えば1兆円の減税ということになります。このように、一握りの大金持ちへの優遇を存続させるという逆立ちしたやり方が進められています。国の間違った政治に主な責任はありますが、それでもそうした中で市民がそのために苦しんでいる、そういうときに自治体が本来の役割を發揮して、できる対応は積極的にすべきだというふうに思っています。

そこで、2点について伺いたいと思います。

一つは、税制改革による負担増は1億円以上にもなり、住民の暮らし、福祉を守るために、住民への還元を考えていくべきではないかというふうに思います。例えば、介護保険料や利用料の減免制度の導入はどうか。介護保険の関係でいうと、施設の利用者については昨年からホテルコストというのが別枠で取られるようになりました。ホテルコストというのは、ホテルに泊まるような快適なものではないのに、何でホテルコストなのか非常に不明瞭でありますけれども、いずれにしてもこれが取られるようになり、実質的な利用料が大幅に増大をいたしました。

今のところ聞く限りでは、そのために退所をせざるを得なかったという人はありませんけれども、負担が大幅にふえて、もう退所を考えざるを得ないけれどもどうしようという声は幾つか耳にしています。それが実態だと思います。

また、障害者の自立支援法の関係、あるいは後期高齢者医療制度の発足に伴う負担増の懸念、生活保護の母子加算が廃止されましたけれども、そうしたことに伴う収入減、こうしたいろんな暮らしを苦しめる状態がどんどんどんどん生まれてきています。そうした中で、増税分を少しでも還元していくという姿勢をとったらどうかというふうに思っていますが、お考えをお伺いいたします。

二つ目は、この間、税源移譲に関して所得税と住民税を合わせた全体の負担は変わらないという説明がなされてきました。しかし、総務省も2006年と2007年の所得が大幅に変わって減った場合には、最大9万7,500円増税になるのは事実だということを国会で認めています。そして、そのための軽減措置をとっているというふうに言っています。しかし、問題は、その軽減措置はあくまでも本人の申告によります。だから、そういう制度があることを知らなければ申告はできない、結局、その軽減措置の恩恵も受けられないということになります。そうした点については、周知徹底を市としても図っていく必要があるというふうに思っています。その点についての対応をお伺いいたします。

最後であります、NEO桜交流ランドについては黒田議員が結構いろいろ言われたので、簡単にしておきますけれども、特に今回取り上げましたのは、昨年の6月議会でも申しあげましたように、経営を改善していく一つの方策として、私、昨年申しあげたのは、周辺整備のことについて申しあげました。そのときに、当時の助役さん、今の副市長さんですが、まずこちらの所有地である内部の整備を図っていきたいということではなりました。先日、じゃあその内部がどうなったのかなあということで見に行ってみましたが、残念ながら、滑り台の話がありましたけれども、ああいう状態ですね。そして今回の議会に提出された事業報告を見ておきますと、評議員会や理事会で再建計画についてという協議事項が取り上げられています。

ここで1点に絞りますが、その再建計画についてというのは、どういうふう論議をされ、今後どういう形になっていくのかという点だけお伺いをしたいと思います。以上です。

議長（上谷政明君）

1点目、モンキードッグについて、2点目、農地法の問題についての2点の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、1点目のモンキードッグについての御質問にお答えをいたします。

モンキードッグについては、家庭で飼っている犬に対して、猿を追い払う訓練をする試験的な事業であります。

有害獣被害対策については、行政が実施する有害捕獲だけでは効果が上がらないところであります。住民の方々の協力、自主的な取り組みが求められており、防護さく等の設置、農地にえさとなる農作物の残物を残さないことが有効であり、住民の方々に自主的に取り組んでいただいております。

猿対策についても、住民の犬による自主的な取り組みを支援させていただくことを念頭に置いて、試験的な事業として今年度スタートしております。訓練する犬は2頭を予定しております。1頭については、5月11日に長野県の安曇野市の犬訓練所に預け、訓練を開始しております。この犬は10月に訓練が終了する予定で、この秋には成果が期待されるところであります。あと1頭ですが、来月の中旬に預ける予定となっております。

猿の生態調査、猿への発信器の取り付けについては、研究機関、猟友会、特に住民の方の継続的な協力体制が必要でありますので、今後の課題とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、2点目の農地法上の問題についての御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の農地転用における事業計画変更については、4月25日の本巣市農業委員会において意見を付し、県に進達され、5月28日に県知事の承認がおりております。

本巣市農業委員会においては、この事案について2度の継続審議を経て、最終的にはやむを得ないという意見で決定しております。県への進達において、資料として一連の経緯に係るすべての書類の写しも提出されております。また、地元関係者も直接県にお話に行かれたと聞いております。その結果として、県が事業計画変更を承認されたことでありますので、農地法上の取り扱いについては問題がないと考えます。

事業計画変更がこういったことで必要になった場合は、地元関係者に説明の上、事前に所定の手続がなされるべきと考えるものであります。また、上申書についての御質問がございましたが、この内容について、もしそのような事実があれば問題だと考えます。この件については、次回の農業委員会で話が出るものと思っております。

2点目の、フェンスで一体的に囲ったことについては、許可のとおり、残した農地の農地性が保

たれるよう指導してまいりたいと考えております。

3点目については、3月議会の御質問においてもお答えしましたが、こうした問題は今後も生じる可能性はありますので、申請者に対し転用事業内容について適正に執行されるよう指導に努め、問題と思われる事案については、県の指示を仰ぎながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

市としては今後、転用事業の適正化を図るための対応について農業委員会と協議してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（上谷政明君）

3点目、国保資格証明書についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

市民環境部長（坪内 博君）

それでは、3点目の国保資格証明書についての御質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするものであります。同時に、加入者の皆さんの相互扶助によって成り立つ社会保障制度でもあります。したがって、まず、滞納世帯については訪問徴収、さらに督促状を発送するなどの徴収に努めています。納付されない場合は納付相談を行い、該当世帯の特別事情などを勘案し、納付誓約を交わして、納税意思のある世帯には短期被保険者証を交付しています。しかし、その納付も長期にわたって滞った場合や、納付相談すら応じない世帯に対しては、やむを得ず資格証明書を発行しております。

昨年6月1日現在で滞納世帯が697世帯あり、そのうち短期被保険者証の交付が104世帯、資格証明書の交付が123世帯となっています。資格証明書の発行数が多いということですが、資格証明書の交付については義務化され、全市町村が適用しているものと思われま。しかしながら、特殊な事情がある場合は交付しないことができるとされていることなど、また、その判断は各自治体にゆだねられています。本市においては、本巢市国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する要綱により事務処理をいたしております。また、発行基準の緩和については、他の自治体の例も参考にしながら、十分勘案して対応していきたいと考えております。以上です。

議長（上谷政明君）

4点目、住民負担増に対応する施策の答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、4点目の住民負担増に対応する施策についてといった御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問の中の、増税に伴う住民への還元を考えてはどうかという御質問につきましては、現在、毎年度の予算編成に当たりまして、行政改革大綱に基づきスクラップ・アンド・ビルドを基本理念に事務事業の見直しを図り、健全な財政運営に努めているところでございますが、保育園の整備や小・中学校の耐震化、上下水道の整備など、今後も財政需要は増大しつつあるほか、地方税が

増収となっても税源移譲に伴い所得譲与税の廃止、地方特例交付金の減額などによりまして、本市の財政は依然として厳しい状況でございます。

こうした財政状況の中、第3子以降の保育料の無料化や12歳までの乳幼児・児童医療費の助成などの施策を実施してきたところございまして、新たな増税分の市民への還元については大変難しいと考えておりますが、住民ニーズに対応していかに質の高いサービスを提供するかということが重要ではないかと考えております。今後、個別の施策の中で、住民に満足していただける行政サービスに努めてまいりたいと考えております。

なお、介護保険料や利用料の減免制度の導入の検討についてはといった御質問でございますが、介護保険を担当しておりますもとす広域連合に対しまして、御質問の趣旨を伝えてまいりたいと考えております。

次に、税源移譲に伴う経過措置につきまして、所得税については平成19年の所得から適用されますが、住民税につきましては平成18年中の所得に適用になることから、課税対象となる所得が異なっているため、18年中に所得があった人で19年中の所得が変わらない人につきましては、住民税が増額されても所得税が減額となることから、税の負担増はありません。19年中の所得がなくなり、所得税が課税されない人などは、住民税だけが増額され、減額する所得税がないため、税の負担増となるということでございます。

このため、平成19年度分の住民税を税源移譲前の住民税額までに減額する経過措置が設けられるものでございまして、対象となる方は、来年7月1日から7月31日までの1ヵ月間の間に市町村への申告が必要となります。この経過措置の周知につきましては、広報紙やホームページで周知していきたいと考えておりますが、具体的な方法等につきましては、今後、総務省や県の情報提供に基づき、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上谷政明君）

5点目、NEO桜交流ランドの再建計画についての答弁を副市長に求めます。

副市長 高木巧君。

副市長（高木 巧君）

それでは、NEO桜交流ランドの再建計画につきまして、お答えをさせていただきたいと思いません。

議員御指摘の御質問の内容で、昨年6月議会でお答えした部分と重複する部分もございまして、先ほど御質問の中で、近々での周辺の修景については十分な状況ではなかったというお話もございましたが、施設の敷地内の修景整備につきましては、基本的には造園業者さんをお願いをいたしまして、植栽の剪定、あるいは刈り込み、芝の手入れ等を行っております。また、それ以外に職員によりまして、一部ではございますけれども温泉館・ホテル館等を中心とした花木の植栽等の手入れを行っており、自分たちの施設であるという認識のもとで、さらにこういった作業を進めていきたいというふうに思いますし、指導してまいりたいと思っております。



次に、再建計画についてでございますが、これにつきましては平成18年度、市の監査委員さんによる監査結果によりまして御指摘をいただき、財団での原案作成、それから財団の理事会、あるいは評議員会の各理事、評議員さんの御議論をいただきまして作成したものでございまして、経常経費の圧縮が限界に近い状況の中で再建を図っていくためには、収入増による再建を図らねばならないということございまして、このために事業の基本的な施策といたしまして、温泉館につきましては、財団の管理運営する施設の中でも基幹的な施設であるという認識のもとに、入浴・飲食等の施設収入は桜交流ランドの総収入の50%以上を占めております関係もあり、自然的条件を生かし、社会的条件の変化に着目した施策の推進が重要と考えておりまして、多くの会員を有する会社、あるいは団体との提携の強化と新たな団体等の開拓、それからメディアや無料掲載誌、こういったものを活用したPR、それと樽見鉄道さんとの提携の強化、あるいは飲料コストの目標原価率30%の達成とか、さらに的確な予測による仕入れ、仕込み、人員の適正な配置、こういったことで人件費、運営費の削減等の対策を進めていきたいと考えております。

また、ホテルにつきましては、計算をいたしますと、年間の客稼働率が40%を確保できれば、ホテル単独での黒字運営も可能という計算もいたしております。したがって、年間イベントプラン、大手ネット販売会社、あるいは企業法人等への営業活動によりまして、増客増収を図りますほか、市内の他の財団との協力体制の強化、あるいは燃料コストの目標原価率を30%に設定をし、的確な予測による仕入れ、仕込み、人員の適正な配置による人件費・運営費の削減等々を総合的に対応しながら、対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、体験工房につきましては、先ほども黒田議員の御質問にも触れさせていただきましたが、年間の体験利用者の年齢層が幅広いということ、また、教育学習関係者、あるいは子ども会等への営業活動、さらには樽見鉄道さんとか市内の他の財団との協力を図りまして、本巢市及び近隣市町の教育委員会を訪問するなど、教育実習プログラム化の検討を依頼いたしまして、桜交流ランドのさらなる活性化に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔21番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

3点目につきましては、最初に申し上げたように、国保の本来の目的を前提にしているいろいろ取り組みをしてほしいということを申し上げておきます。実際に事務をやられる人にとっては、滞納があるということは非常に議会からいろいろ言われるし、上司からも言われるんで実際には大変だろうとは思いますが、本来の趣旨にのっとってやっていくという姿勢を貫いてほしいということだけ申し上げておきます。特にまた10月から保険証の切りかえということになってきますので、そのあたりも配慮しながらやってほしいと思います。

5番目は簡単に一言だけ、あえて答弁は結構ですけれども、今言われたのは19年度の事業計画に

のっている、それが要するに再建計画ということなんですね、今の話ですと。じゃあもうしばらく推移を見て、またお伺いすることにします。

そこで、1番目のモンキードッグについて、この件についてぜひ県に対して働きかけをしてほしいなということを思うわけであります。

せんだって、長野県の大町市でモンキードッグの状況を見てまいりました。農家にも寄せてもらいました。実際に確実な成果が上がっているということも目の当たりにしてきました。長野県では、例えば大北地域、大北地域というのは大町市を中心とする1市4町村を大北地域といいますが、そこに対して長野県は「地域発元気づくり支援金」という事業がありまして、19年度モンキードッグに対する2分の1の支援金を出しているということもあります。長野県と岐阜県は比較的似ているので、だから岐阜県もぜひそういった点で協力をしてほしいという、あるいは県としての制度をつくってほしいという要請を県にしてほしいということを申し上げておきます。その点だけお伺いします。

2番目の問題の、時間がないけど特に2番目について再度お伺いいたしますが、何回も言いますが、農業者の農業経営の規模拡大ということで許可を受けています。土地の移動状況を見ておきますと、条件つき所有権の移転というのが、ここに載っているとおり言いますと、2番、条件つき所有権の移転、平成18年11月2日売買、田中板金というふうに書いてあります。条件つきですので、今の段階でよしあしは簡単には言えませんが、たまたまこうした農地の売買について、どんな問題があるのかなあとということでインターネットでいろいろ見てみますと、こういう文章が目に入りました。ちょっと読みますと、「農地の売買において引き渡しがあったか否かは、一般的に言えば、買い主が目的土地に立ち入ったり、さくをめぐらしたり、工作を始めるなどの外形的な実力的支配があったかどうかによって判断されます」というふうな文章がありました。

現地を見ますと、この208平米の部分については、小さいんでちょっとわかりにくいんですが、先ほど言いましたように宅地の部分、要するに田中板金の工場が建っている部分とあわせてフェンスで囲ってある。今言いました、さくで囲ってあるということでは、もう実態的には田中板金のものになっているというふうには言わざるを得ませんね。しかも、きのう写真を撮ってきたわけですが、見ますと、この208平米の部分は草ぼうぼうになっていて、その中に田中板金ともと思われるものが置いてある。だから、全く農地の形はなしてないし、今申し上げたことから言えば、完全に田中板金と一体化されてしまっていると。これが許可条件に合致するかどうかというのは、私はもう一目瞭然だと思うんですね。そういう場合にどういう対応をできるのか、今の市として答えられる部分がありましたら教えてください。

議長（上谷政明君）

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

モンキードッグの再質問でございますけれども、県に対して、既に岐阜農林事務所農林振興会に対しまして、担当課の方からこの補助金についてはお話をさせていただいております。この点につ

いてはまた今後検討も、引き続き話をしたいと思います。

2点目の農地の部分につきましては、ただいま御指摘のとおり私も現場は確認しております。先ほど答弁をさせていただきましたように、許可条件に沿って着実に立地が管理されるように私の方はお願いをしていきたいというふうに思っています。

この点についての農地の管理状況については、最終的には、これはまた農業委員会の方でも判断されるべきというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔21番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

市としての答弁はそれで結構ですので、これから言うことは別に答弁をいただかなくて結構ですが、先ほど言われたように、今度の上申書に関しては、今度の農業委員会で論議をされるだろうというふうに私も聞いておりますが、この問題についてもやはりそこでされるように、事務局は産業建設部の中にございますので、その辺の指導なり助言なりはぜひやって、今後いろんな悪影響を残さないように、最大限の措置をとってほしいということだけ申し上げておきます。以上です。

議長（上谷政明君）

続きまして、3番 鏑本規之君の発言を許します。

3番（鏑本規之君）

長屋区の多目的広場の土地の件で伺います。途中からいきますので、よろしく願いをいたします。

本巢市の財産の取得について、最初に伺います。

昭和49年糸貫町財産の取得についてが議論され、一時的な措置として旧糸貫町名義にするも、長屋区に受ける資格体制が整ったときに共有地として無償で払い下げる旨が議決され、長屋区に資格を有する体制が整ったときに議会の承認を受けるとなっています。無償で払い下げを受けるときには、議会の承認を受けるとなっています。今までは自治法に従い、無償譲渡の決議がなされていいますが、今回はなぜか無償譲渡の決議がなされていませんが、なぜですかと行政の方にお伺いしたところ、岐阜県の振興局に相談したところ、議決を要しないとの回答があったとのことで、無償譲渡の決議がなされなかったとのことですが、私が同じ振興局の人に、登記上、糸貫町名義となっている土地の購入を計画しているが、耕作権は耕作者にあると思われるが、三十数年にわたり使用料とか税とか名のつくものは一切徴収していない土地ですが、無償譲渡の決議が必要かと聞いたところ、回答として、そのような土地は司法の判断を仰ぐように助言をすと言われましたが、市が聞いた答えと私が聞いた答えとは大分違います。真実を語らなければ答えが違ふのは当然だと思うんですけども、質問を続けます。

この土地は、糸貫川共有地廃川地管理組合の下部組合、通称北部組合。通称といいましたのは、

この組合にはどうしたものか四つもの名前がついておりまして、どの組合名が本当の組合名なのかよくわかりませんので、通称名でお願いします。

この北部組合が管理する土地は、今申しましたように、三十数年にわたり税と名のつくものは一切徴収されていない土地です。また、組合長さんが古参の議員さんですので、いろいろと問題もあり、説明しづらい土地であることは十分に承知されておられるはずなんですが、例えば、税が徴収されていないとかいろんなことは、決議をする前に同僚の市会議員の先生たちにもお話をされておるとは思うんですね。自分に都合の悪いことはあまり言わないのが普通なんですけれども、そのことを踏まえ、この土地は昭和49年の議決内容から判断するに、三十数年にわたり課税されていない土地であり、今に至るも名義は糸貫町のままなんです。三十数年間名義を移す努力もされなかった組合に、本当に権利があるのか。また組合長でもあり、議員でもある人が、国民の義務の一つである納税の義務を執行する努力をされず、また名義を移すことのできる権利・資格を有する組合にする努力を十数年以上にわたりされなかったことは、この組合に対し権利の放棄が成立してしまうのではないかと、いろいろ考えられるんですね。当然行政としては、司法なり弁護士なり聞くべきところに聞いて、それなりの答えを議員さんたちにもいろいろ説明されて、平成17年の8月の議決を全員賛成でいただいたと思いますが、この土地に関して、平成18年の11月25日の岐阜新聞に「市が市の土地購入」と見出しで掲載されており、その中で、市は「土地は市の名義であったが、事実上組合が長年所有・管理してきた経緯があり、問題はない」と答えておられますが、今も当然その答えに変わりはないですね。この長屋区の土地に関しては何ら問題はないということで、つい最近ですが、この土地を長年管理されている糸貫川共有地廃川地管理組合に対し、平成14年度から19年度分の固定資産税を課税されましたが、この課税は多目的広場として買い入れた1万961平米のうちの、糸貫川共有地廃川地管理組合が管理する余剰地を含む8,547平米に課税されましたが、問題の多いこの土地に課税をされるということは、専門的な研究、また検討をされ、その結果課税することに何ら問題はないのとの結論の上に適正に課税されたとするなら、余剰地を含め糸貫川共有地廃川地管理組合に権利があると断じてよろしいか、伺います。

また、合併寸前の平成16年1月に行われた旧糸貫町の全員協議会で、長屋区共有地の買収の会合に、売る側の代表と買う側の行政、それに審議される議員の人たちが一堂に会して行われた議会が適正な議会とお考えか、幾ら全協が正規の議会の会議ではなく、意思決定をしてもそのことが法的に効力がないとはいえ、議会で決められた価格が適正な価格と、このような議会の中でやったことが適正か適正じゃなかったかということをお伺いしたい。

あと、ちょっと難しいことで、最初の市財産の取得の件にもう一遍戻りますけれども、今回この土地に関して無償譲渡の決議がなされていませんが、旧糸貫町時代にはすべて上部組合である糸貫川共有地廃川地管理組合に無償譲渡されています。その上で、払い下げられた組合と売買契約がなされています。

今回も当然、課税された上部組合と売買契約等をなされたと思いますが、契約者が下部組合の北部組合の代表となっておられますが、1億3,000万以上もの税金を使っただけの買い物ですから、当然

この代表は上部組合から委任状等はいたできておられるのでしょうか。私が聞いたところでは、上部組合は下部組合の代表にそのようなものは出していないし、また依頼もしておられないとのことなんです。そのことはいろんなお話の中で、議長さんも承知されております。また、市長さんには、下部組合の代表が上部組合の組合名を無断で使い、また組合長であると偽り等々と、読むにたえないような内容の催告書なるものが上部組合より届いておられるんです。前日の全協の中で、市長さんは、下部組合の代表から上部組合から委任を受けている旨を口頭で聞いていると答えておられますが、市は上部組合より下部組合の代表が委任を受けているかを確かめなかったのですか。全協での答えと、上層部といわれるところから来ている催告書に書いておることとかなり矛盾がありますが、いかがお考えかお尋ねします。以上でございます。

議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

鏑本議員の御質問に対しまして、お答えを申し上げます。

初めに、課税をすることに何ら問題はないかとの結論の上、適正に課税されたとするならば、管理組合に権利があると断じてよろしいかということでございますが、これは昨年12月とことし3月の議会一般質問でお答えを申し上げたとおりでございます。歴史的経緯を踏まえた土地でありますので、これに県の助言をいただきまして、周辺の課税実態等を総合的に検討しまして、糸貫川共有地廃川地管理組合に課税したものであります。

根拠といたしましては、上部団体でございます糸貫川共有地廃川地管理組合規約第6条で、共有地利用組合、廃川地利用組合の二つの組合を置くことと規定されております。また、第10条で、利用組合は、この組合の定めた使用料及び宅地料並びに所有権譲渡料をこの組合へ納入しなければならないとされております。

また、糸貫川廃川地利用組合、いわゆる北部組合の規約の第10条では、管理組合の定めた使用料及び宅地料並びに所有権移転料を管理組合へ納入しなければならないと、このように規定しております。したがって、現に使用料等は、北部組合から上部組合である糸貫川共有地廃川地管理組合に納入されております。したがって、糸貫川共有地廃川地管理組合に所有権があると断定しまして、地方税法第343条第2項の後段の規定に基づきまして課税台帳に登録し、課税したものでございます。

また、合併寸前の平成16年1月に行われた全員協議会での長屋共有地買収について、旧糸貫町における議会の、あるいは行政の対応は適正な手続により行われたか、そう断じてよろしいかと、こういう質問でございますが、これは旧糸貫町として懸案の事項を解決いたしますため、執行部・議会を含め、真摯に精力的に協議を重ね、そして全協で議決をいただいた結果でありまして、適正に協議されてきたものであると、このように考えておる次第でございます。

また、下部組合の代表が委任を受けているかと、それを確かめたかということでございます。議員発言の催告書なるものの中に、当組合に無断で貴町に売却しと、このようになっているわけですが、これは糸貫川共有地廃川地管理組合のおっしゃることでございますけれども、当時覚書を締結

いたします折に、下部の組合長さんから上部の組合長さんの御了解をいただいたということに基づいて覚書を締結したものでございまして、口頭で了解をいただいたと、このように聞いておりました。したがって委任状というようなものの書類というものはございませんと。これはきのう全協でお答えしたとおりでございます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（上谷政明君）

鏑本君。

3 番（鏑本規之君）

糸貫町の時代に、売る側の代表である組合長さんと、買う人の行政と、それからそれを審議する議員さんたちが一堂に会して、極端なことを言うと単価のお話をするんですね。そういうことが、普通の私の考え方では何となくおかしいというのか、普通はその土地を買うのに幾らで買ったらいいか、行政がそれを考えて、幾らならいいですよということで議員と話をし、いろんな論議をしていって、それなら3万円なら3万円がいいとか、5万円なら5万円がいいという結論をある程度出して、そして売る側の人と交渉に当たると。そして、話がつかなければ、またこういう意見をいただきましたけれどもということで議会の中に持ってきて、お話をするというのが本来のやり方のような気がするんですね。売る人も買う人も、それも審議する人がいっしょくたになって物事を決めていくというのは、何となくいかなものかとは思っております。

それから、1億3,000万近いお金でこの土地を買うことになったんですけれども、1億3,000万からの買い物をする契約において委任状もないという、委任を受けましたよということをお口頭だけで聞いて、そのことを当然信じればいいんですけれども、信じて物事に当たっていかれたと。でも、普通はそれを信じて、そういう契約書においては、普通の場合だとそこに委任状を添付するんですね。それかまた、契約をなすときに間違いがなく委任を受けておりますよということをお普通ならやるんです。私たちの商売の中でも、大きな取引のときは必ず、代理なら代理というときにはやります。

今回については、口頭だけで受けましたよと。その口頭の約束事において、この1億3,000万からの大きなお金が動く契約がなされた。極端な言い方をしますと、もし万が一、その口頭で聞いたと言われる人が本当に受けていなかったらどうするんですかという問題になってしまう。だから、そういうものに対してはきちんとした何らかのものを、覚書にしてもいいし、きちんと上部団体からの何かがあるべきと思うんですが、いかがですか。

議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議会全員協議会での協議に関する件でございますが、土地代というものとの関係で御質問がございました。

この土地代を幾らにするかということにつきましては、地権者と私ども、助役以下の担当で交渉

をしてまいっております。当時の全員協議会は1月13日、1月22日、それから1月26日、1月28日と、このように開催しておりますが、議会での協議の状況を踏まえながら、再三地権者と交渉してまいっております。その中には、前に御質問が書いてありましたがストックヤードの問題もありましたし、単価の問題も、とても合わない単価しか向こうが示さないというようなことで、そういうことを調整しながら全協にかけて進めてまいったわけでございます。

それで、最終的に単価のことで前にもお話ししておりますので蛇足かと思いますが、バブル経済が崩壊して非常に値下がりしておるといふこと。そして、前々町長さんが9万円の約束があったといふこと。さらに、土地の不動産鑑定価格というものを公的にとってございましたから、そういったもので総合的に判断して決めたといふことでございます。全員協議会をたびたび開きながら、交渉結果等も踏まえながら進めてまいったわけございまして、全員協議会というのは全員で協議していただいて、複雑なそうした問題について最終的に決定をする前に事前調整をしていくと、こういうことで進めるものでございますので、全員で進めてまいったといふことで、これは適正に進めてまいったものと思っております。

それから、承諾の件でございますが、こういうことでいろいろ議論になっておりますので、そういったことから判断しますと、御指摘のように書面をとっておけばそれにこしたことはなかったけれども、信頼をしまして書面をとっていなかったと、こういうことでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（上谷政明君）

まだありますか、もう一回だけ許します。

3番（鰐本規之君）

糸貫町の当時の議事録を少し読ませてもらいますと、3点セットというんですね、ストックヤードを建てて、それから駐車場と、それから水の資源というところの3点セットで、ストックヤードは嫌われる建物だから少々高めに設定をして地元の人をお願いをするといふことで、5万円の設定がなされていたんですね。違うとなると、議事録にはそのように書いてあったんで、私の読み間違いかな。それはまあいいわ、ちょっと違っておったらまた後で言ってください。一回しかしゃべれへんもんで。あとは、それが知らんでおるうちに2点になっても、ストックヤードを基本的には買わないよといっても5万円なんですね。でも、最終的にはつくれるかもしれないよというような思惑の中で、物事が進んでいかれたと、覚書も書かれて。この覚書の肩書も違っておったとかどうのこうのということもありますけれども、一応建前としては覚書がなされて、本業市になったときに一応5万円で買いましょうといふことに覚書の中でされているんですね。

ストックヤードをつくらないということが前提で5万円になったといふと、少々5万円の価格が高いような気がするんですね。というのは、購入をした面積約1万平米強の中で、3分の2ぐらいが物事に対して宅地にもならない、通常木も植えられない、何かするには県の許可が要るといふ、普通の人ではとても5万円も出してよう買わないですね。もう少しいいところでも、3万円も出せばもっとすばらしいところを買えますからね。そういうことを思うと、非常に高いんですね。

決議をされるときには、ストックヤードというのはもうほかの話になっていたんですね。今のモレラかな、あそこの約2万坪近いところにストックヤードを建てるということ、きちんとある程度の形が出ていた。長屋の方はもうストックヤードは作りませんよという前提の中に、5万円という価格が設定された。その中にどのぐらいの柿が植わっていたのか、私はよく知りませんが、柿の木の補償まで出されておられると。そのことに対しての審議が、いろんなところをよく見てもあまりされておらぬんですね。予算だけは見せてもらいましたけど、検査をするという。何となく、ここにおられる人は別として、普通の人であそこの土地を5万円で買う人はまず私はいないと思っている。だから非常に高い単価だと思う。税金だから高いもので買っていいというものではないような気がするんですね。

それからもう1点は、この催告書という、私も初めて見たんですけども、こういうものが届いていると。この中に書かれていることがもし事実だとするならば、行政をだましたことにもなるし、議会をだましたことにもなる。これは大変なことなんですね。もしここに書いてあることが事実じゃないとするならば、こういうものを出されることは非常に迷惑なんですね、こちらにとっても行政にとっても、また市長さんにとっても、ありがた迷惑も悪いところなんです。

このことに関しては、本当に上層部から委託を受けているのかいないのかをきちんとした形で示さなければ、またいろんなものが出るような気がするんです。どこまで行っても口頭でということしかないようですので、言った言わんの水かけ論なんですね。このことはそれなりの形として、市長さんも、また議員の先生たちもそれなりの対応はされると思いますけれども、今後、もしこのようなことがあるときは、必ず委任状をとっていただくとトラブルがなくいいと思うんですね。

この催告書に対しては、一応上層部の人から許可をいただいて、私もいただいてきましたので、ただ発表するのはちょっと、全部読むのははばかれるような内容が書いてありますので控えますけれども、このことに関しては、本当に上層部から下部の組合長に対して委任がされたか、されなかったか。もしされていないとするならば、こういうものを出した組合に対して、きちんとした対応をとっていただきたいと思います。

議長（上谷政明君）

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

ストックヤードの件は、交渉の過程で出てきたわけございまして、それで価格を決めていったということではございません。先ほど申しました3点を、3点というとちょっとほかのとダブって聞こえますが、要するにどっちかという鑑定評価、これは5万一千幾らでございましたので、他の同じ長屋地内の鑑定評価、そういったものに基づいている判断してきた。向こうの要求はもっと高い要求だったんですが、それは受け入れられないということで最終的にこの価格で決まったということでございますので、その点だけひとつ御理解をお願いいたします。

議長（上谷政明君）

以上で、通告による市政一般に対する質問はすべて終了いたしました。



お諮りいたします。6月25日に開催を予定しておりました本会議は、議事の都合により休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月25日に開会を予定しておりました本会議は休会とすることに決定しました。

---

#### 散会の宣告

議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

6月26日午前9時より本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。御苦労さんでございました。

午後2時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員